

LIBRA

2026年 3月号

〈特集〉

いよいよ民事裁判が電子化 —「mints」利用義務化を前に—

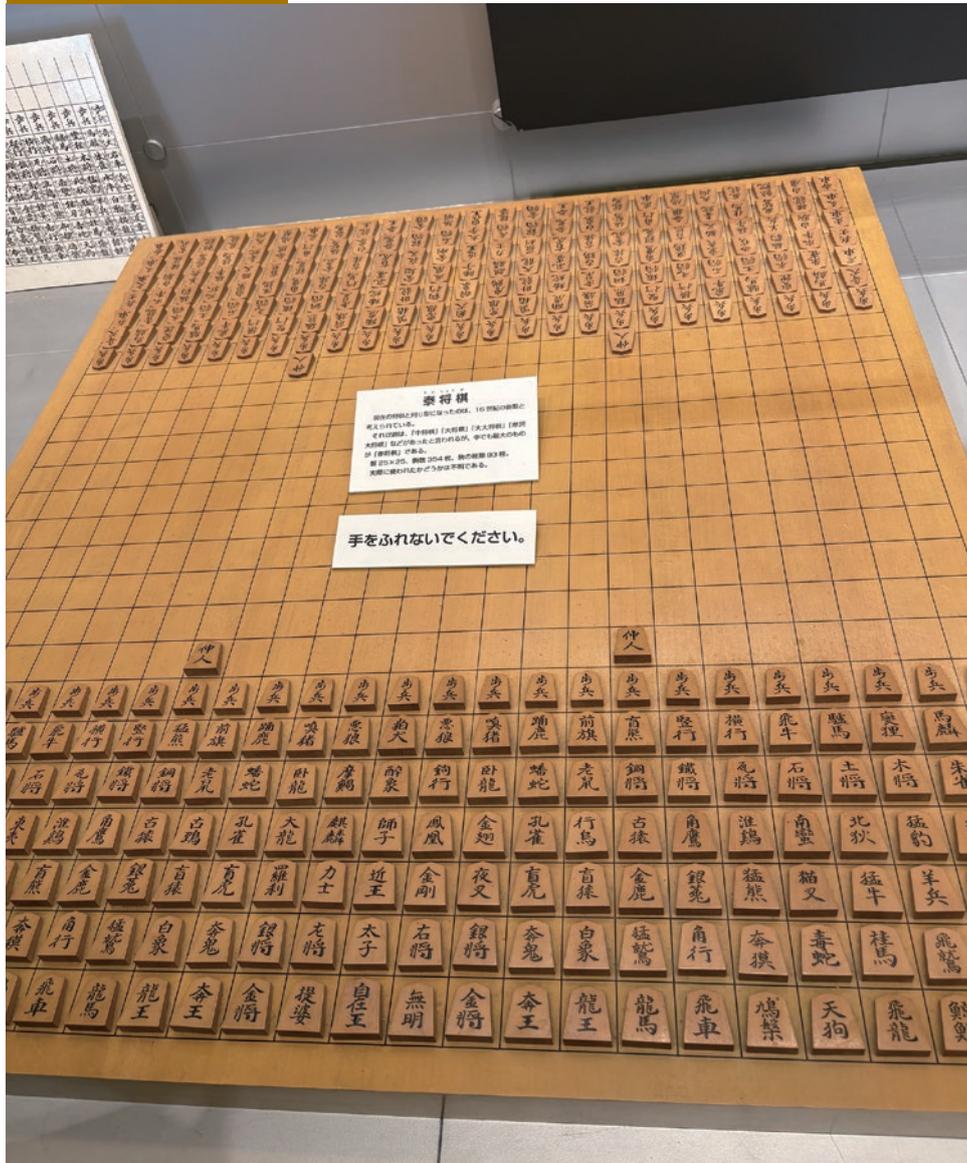
〈インタビュー〉

脚本家 橋部 敦子 さん

〈クローズアップ〉

2025年度 理事者の1年





冬の山形旅行

冬の山形を訪れると、雪景色とともに各地の見どころに出会えます。山形市の文翔館は、重厚で美しい外観に加え、内装や展示物も印象的でした。将棋の街・天童市の将棋資料館では、多くの駒を用いた泰将棋盤をはじめ、さまざまな展示を通して、将棋の歴史を楽しく学ぶことができました。

会員 安田 愛鈴 (77期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2026年3月号

特集

02 いよいよ民事裁判が電子化 —「mints」利用義務化を前に—

インタビュー

18 脚本家 橋部 敦子さん

クローズアップ

22 2025年度 理事者の1年

ニュース&トピックス

27 ・最高裁判所見学会～広報委員会市民交流部会の活動報告～
・2025年度 外国人支援団体との交流会
・2026年度 東弁役員等選挙

連載等

26 監事室から

- ・物価高 川瀬 渡
- ・任期終盤にあたって 松下賢一郎

31 常議員会報告 (2025年度 第8回／第9回／第2回臨時)

35 刑事拘禁制度改革実現本部ニュース No.47

札幌刑務所・札幌刑務支所・札幌拘置支所見学記 神谷竜光

36 人権問題最前線

第37回 刑務所による作業報奨金の使用制限について 平塚有祐

37 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京家庭裁判所委員会報告

「成年後見制度の見直しとより使いやすい制度とするために」について 村田智子

38 憲法訴訟のいま

第10回 第三次選択的夫婦別姓訴訟

—国際人権条約及び婚姻後の氏の保持に関する国際的動向— 橋高真佐美

40 法律家のための税法知識

第10回 固定資産税賦課期日に未登記の新築家屋につき、賦課決定処分時までに
賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者に対し固定資産税が
課税された事例 菅原万里子

42 弁護士会の国際活動

第5回 LAWASIAハノイ大会参加報告 斎藤輝夫

IBAトロント年次大会参加報告 浅田一樹

44 東弁今昔物語～150周年を目指して～

第41回 司法をめぐる諸問題～裁判所をめぐる問題～ 殷 勇基

45 こんな活動しています～法律研究部・同好会～

vol.11 eスポーツ法研究部 広がるeスポーツ 小林凜斗

46 わたしの修習時代：不思議な一体感 46期 藤井圭子

47 77期リレーエッセイ：初めての尋問を振り返って 安田愛鈴

48 お薦めの一冊：『失敗の本質 日本軍の組織論的研究』 齋藤 魁

49 コーヒーブレイク：消費者委員会誕生 中村雅人

53 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

いよいよ民事裁判が電子化 —「mints」利用義務化を前に—

いよいよ本年5月21日から民事訴訟手続をデジタル化する改正法が全面施行されます。これにより、訴訟代理人である弁護士には電子申立てが義務化され、「mints」（「ミンツ」と読みます）（＝民事裁判書類電子提出システム）の利用が義務化されます。これまでのような書面による申立てはできなくなります。義務化まで3か月を切る中、東京地方裁判所のご担当者に、mintsの利用方法等について分かりやすく解説いただきました。

本特集は、令和8年1月10日現在の情報に基づいております。

LIBRA 編集会議 小峯 健介、町田 弘香、坂 仁根

執筆者 東京地方裁判所 裁判部企画官 松山 卓弥

CONTENTS	1 はじめに	2頁
	2 改正法の概要	3頁
	3 補助者アカウントについて	3頁
	4 フェーズ3における事務の流れ	4頁
	(1) 申立て	
	(2) 当事者としての関連付け並びに裁判所からの手数料納付及び出力書面提出の依頼	
	(3) 被告代理人の関連付け	
	(4) 期日の実施及び次回期日までに必要な攻撃防御方法の提出	
	(5) 事件の終局、判決書等の送達	
	5 経過措置について	13頁
6 mintsと上手に付き合うための提案	14頁	
(1) メール仕分け		
(2) 事務所職員（補助者アカウント）との事務の分担		
(3) 事件終局後のデータの保存		
7 最後に	16頁	
参考資料	15頁	
Q & A	17頁	

【凡例】改正法：民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）

1 はじめに

昨年10月末ごろから、フェーズ3に向けた準備の一環として、mintsを使用して新規申立ての試行ができるようになってきました。試行していただきましたでしょうか。3月中旬には、この試行は終了する予定ですので、まだ試行していただいていない場合には、ぜひ試行し

てみてください。弁護士事務所職員の方の試行も可能ですので、併せて試行してみることをお勧めします。

この特集では、改正法の概要、弁護士事務所職員の方が使用する補助者アカウントについて御説明するとともに、申立てを行った後のmintsを使った事務の流れについて概観する中で、mintsを使用するうえで御留意いただきたい事項もお伝えします。

2 改正法の概要

令和4年3月に「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、5月25日に、「民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）」として公布されました。また、同法の施行日を定める政令が、令和7年12月17日に政令第414号として公布され、同法は令和8年5月21日に施行され、民事訴訟手続はフェーズ3に移行します。

この法律は、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、①電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大、②申立て等に係る書面及び判決書等を電子化する規定、③映像と音声の送受信による口頭弁論等の手続を行うことを可能とする規定の整備、④当事者の申出により一定の事件について一定の期間内に審理を終えて判決を行う手続の創設、⑤訴えの提起の手数料等に係る納付方法の見直し等の措置を講ずるとともに、⑥離婚の訴えに係る訴訟等において映像と音声の送受信による手続で和解の成立等を可能とする規定を整備するほか、⑦犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、民事関係手続等において犯罪被害者等の氏名等の情報を秘匿する制度を創設することを目的としています。

この法律の一部の規定は、段階的に、次のとおり先行して施行されてきました。そして、令和8年5月21日に、全面的に施行され、フェーズ3に移行することとなります。

- (1) 当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度（上記⑦関係） 令和5年2月20日
- (2) 当事者双方が現実に出頭せず、ウェブ会議や電話会議により弁論準備手続等の期日における手続に関与することを可能とする仕組み（上記③関係） 同年3月1日
- (3) 民事訴訟においてウェブ会議により口頭弁論の期日における手続に関与することを可能とする仕組み（上記③関係） 令和6年3月1日
- (4) 家庭裁判所の人事訴訟及び家事調停におけるウェブ会議による離婚又は離縁の和解又は調停の成

立等を可能とする仕組み（上記⑥関係） 令和7年3月1日

- (5) 家庭裁判所の人事訴訟等においてウェブ会議により口頭弁論の期日における手続に関与することを可能とする仕組み（上記③関係） 同年3月1日から適用

3 補助者アカウントについて

当事者ユーザは、他の当事者ユーザを補助者として設定することができます。つまり、弁護士（親ユーザ）のアカウントに、補助者として弁護士事務所職員（補助者ユーザ）のアカウントを設定することができます。

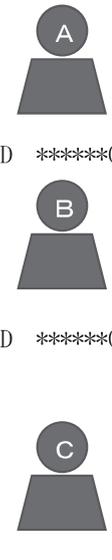
1つの親ユーザのアカウントには、5つまで補助者ユーザのアカウントを設定することができます。また、同一の補助者ユーザのアカウントを複数の親ユーザのアカウントに補助者として設定することはできませんが、弁護士事務所職員が複数の弁護士（親ユーザ）のために補助者ユーザとなろうとする場合、当該弁護士事務所職員は、10までアカウントを取得することができます。なお、複数のアカウントを取得するときには、アカウントごとにメールアドレスが必要です。

補助者ユーザの事件情報画面には、親ユーザの事件情報画面と同じ情報が表示されます。補助者ユーザにおいて、PDFファイル等をアップロードしたり、mintsにアップロードされている電磁的記録をダウンロード等したりすることができます。補助者ユーザがした操作は、mints上は親ユーザがした操作として記録されます。つまり、裁判所がアップロードした電磁的記録を、補助者ユーザがダウンロードした場合には、親ユーザがダウンロードしたことになりますので、システム送達の効力が発生します。

なお、補助者アカウントの登録名は、氏「補助者●●××」名「弁護士△△○○」とする必要があります。例えば、隼花子弁護士の補助者である霞が関太郎さんの補助者アカウントは、氏に「補助者霞が関太郎」と、名に「弁護士隼花子」とそれぞれ登録することになります。

(イメージ)

【親ユーザ】



ID *****01
ID *****02
ID *****03

【補助者ユーザ】



ID *****11
ID *****12
ID *****13
ID *****14

補助者ユーザDは1つのアカウントしか取得していないので、親ユーザAの補助者として設定した場合には、親ユーザB及び親ユーザCの補助者として設定することはできません。

一方、補助者ユーザEは3つのアカウントを取得しているので、親ユーザA、親ユーザB及び親ユーザCの補助者として設定することができます。

親ユーザAは補助者ユーザDと補助者ユーザEを補助者とすることができます。

※ 補助者ユーザは、10までアカウントを取得することができます。

4 フェーズ3における事務の流れ

(1) 申立て

フェーズ3に移行した後、申立ては、これまでと同じように書面を提出する方法に加え、インターネットを使用してファイルに記録する方法で行うことができます。原則として書面等を提出する方法によるか、インターネットを使用してファイルに記録する方法によるかは、申立てをする者の選択に委ねられています。しかし、訴訟代理人である弁護士等には、インターネットを使用してファイルに記録する方法によることが義務付けられました（改正後の民事訴訟法132条の11第1項参照）。

シーン1

- ① 東京地方裁判所に対して訴状を提出するために、弁護士甲の補助者である事務所職員Aが、mintsの新規申立てフォームに必要な情報を入力し、委任状を添付して、mintsに一時保存した。
- ② 弁護士甲が、新規申立てフォームに入力された情報及び添付されたファイルを確認して、mintsで訴状を提出した。

ポイント1 申立て等の方法について

<p>訴訟代理人である弁護士等 (改正後の民事訴訟法132条の11第1項各号に掲げる者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットを使用してファイルに記録する方法（電子申立て）によることが義務化 ○ 裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子申立てを行うことができない場合は、例外的に、書面を提出する方法で申立て等を行うことができる。
<p>上記以外の者</p>	<p>次の方法を選択することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申立て ・ 書類を提出する方法 <p>(ただし、改正後の民事訴訟規則52条の12第1項において、電子計算機等を利用することができない事情があるときを除き、電子申立てをするものとされている)</p>

《解説》

① について

新規申立てフォーム（図1）にある入力者肩書と申立種別を選択し、「当事者・代理人情報」、「申立内容」、「添付書類」、「参考事項」の各タブに必要事項を入力します。

「添付書類」のタブで、委任状のファイルを添付し、一時保存します。

また、改正後の民事訴訟規則55条の2の規定により、訴訟代理人である弁護士等が訴えを提起する場合、被告から委任を受けて法律関係に関して弁護士法3条1項に規定する法律事務を行っていた者を知っているときは、原則として当該者の氏名その他の当該者を特定するために必要な情報を裁判所に届け出なければなりません。この届出は、「参考事項」のタブにある「相手側代理人の情報」の欄に登録して行います。

図1 新規申立てフォーム

②について

一時保存された情報は、mintsの新規申立一覧画面（図2）に表示されます（保存期間は最終保存日から1か月です）。該当する申立てをクリックして、内容を確認し、提出します。

訴状が裁判所に提出（委任状のファイルがmintsにアップロード）されると、受付番号が付され、弁護士甲及び補助者Aに対して、mintsからメールが各2通送付されます。これらのメールの件名は、「【mints】新規申立てが完了しました。（東京地方裁判所XXXX-XXXXXXXX）」（後掲*1 参考資料の10）と「【mints】ファイルのアップロードが完了しました。（東京地方裁判所XXXX-XXXXXXXX）」（参考資料の13）となります（XXXX-XXXXXXXXは、受付番号）。

図2 新規申立一覧画面

新規申立一覧 サンプル						
申立て済または一時保存済の新規申立ての一覧です。 詳細を参照する場合は、該当する申立てをクリックしてください。 一時保存した情報の保存期間は最終保存日から1か月です。						
受理日	受付番号	種別	提出先裁判所	ステータス	保存期限	
-	-	訴え提起	東京地方裁判所立川支部	未提出（一時保存）	2026/02/08	
-	-	訴え提起	東京地方裁判所	未提出（一時保存）	2026/02/08	
2026/01/07	2026-0000-085	訴え提起	東京地方裁判所	提出済	-	
2026/01/07	2026-0000-086	訴え提起	東京地方裁判所	提出済	-	
2026/01/07	2026-0000-087	訴え提起	東京地方裁判所	提出済	-	
2026/01/07	2026-0000-088	訴え提起	東京地方裁判所	提出済	-	
2026/01/07	2026-0000-089	訴え提起	東京地方裁判所	提出済	-	
2026/01/07	2026-0000-059	訴え提起	東京地方裁判所	提出済	-	
2026/01/07	2026-0000-060	訴え提起	東京地方裁判所	提出済	-	
2026/01/07	2026-0000-061	訴え提起	東京地方裁判所	提出済	-	

(2) 当事者としての関連付け並びに裁判所からの手数料納付及び出力書面提出の依頼

裁判所での立件等の所要の事務が行われた後に、裁判所において事件情報に当事者ユーザの関連付けを行います。

関連付けが行われると、mintsを使って証拠や証拠

説明書の提出が可能となりますので、申立て時に添付しなかった証拠等を提出してください。

また、裁判所から手数料納付の依頼があります。提出された申立てに補正が必要な場合には、裁判所から申立ての補正の依頼もあります。手数料納付の依頼は、mintsを使って行われます。補正の依頼は、mintsを使って行われることもありますが、これまでと同様電話等の方法によって行われることもあります。

手数料は、原則、収入印紙に代えて電子納付する必要があります。また、手数料には郵便物の料金等に充てるための費用が含まれます。よって、収入印紙や郵便切手を準備する必要はありません。手数料納付の依頼を受けた場合には、mintsで必要な番号を確認し、ページにより納付してください。

シーン2

- ① 事件番号が令和7年(ワ)第AAAAA号となり、裁判所において、この事件の事件情報に弁護士甲を関連付けた。
- ② 弁護士甲が、証拠及び証拠説明書を提出した。
- ③ 弁護士甲が、裁判所から手数料の納付及び被告に対する送達用の出力書面の提出を依頼された。
- ④ 補助者Aが、インターネットバンキングを利用して手数料を納付し、出力書面を作成し裁判所に提出した。

《解説》

①について

裁判所によって弁護士甲が代理人として事件情報に関連付けされると、弁護士甲及び補助者Aに対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】事件当事者設定完了（東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号）」（参考資料の1）となります。

このメールを受信した後に、mintsにサインインすると、新着情報（ホームの下欄）で事件の担当部・

*1：以降、「参考資料」については、本誌15頁の一覧表をご参照ください。

係を確認することができます。また、事件一覧画面（図3）で関連付けられている事件の一覧を確認することも可能です。

②について

訴訟代理人である弁護士等には、証拠説明書等の提出も、申立てと同様、インターネットを使用してファイルに記録する方法によることが義務付けられました（改正後の民事訴訟法132条の11第1項、改正後の民事訴訟規則137条4項参照）。

事件一覧画面（図3）で、事件をクリックすると、事件情報画面（図4）が開きます。この画面の上部から提出することができます。

裁判所から提出期限の連絡があったものについては、その内容が表示されている行の左端の○を、裁

判所から提出期限の連絡がないものについては、「提出期限のないファイル」の行の左端の○を選択した後に【アップロード】をクリックすると、ファイルアップロード画面（図5）が開きますので、アップロードするファイルを選択又はドロップします。

事件情報画面（図4）の下部には、当該事件について裁判所の使用するサーバのファイルに記録されている電磁的記録が一覧表示されています。

証拠を提出するときにはファイルアップロード画面の「証拠」のタブを選択し、PDFファイルを選択します。ファイルアップロード画面の右上にPDFファイル名が表示されますので、【追加】をクリックします。すると、下の欄にPDFファイル名が表示されます。この下の欄に表示されているPDFファイルは、アップロードする準備が整ったものということになります。

図3 事件一覧画面

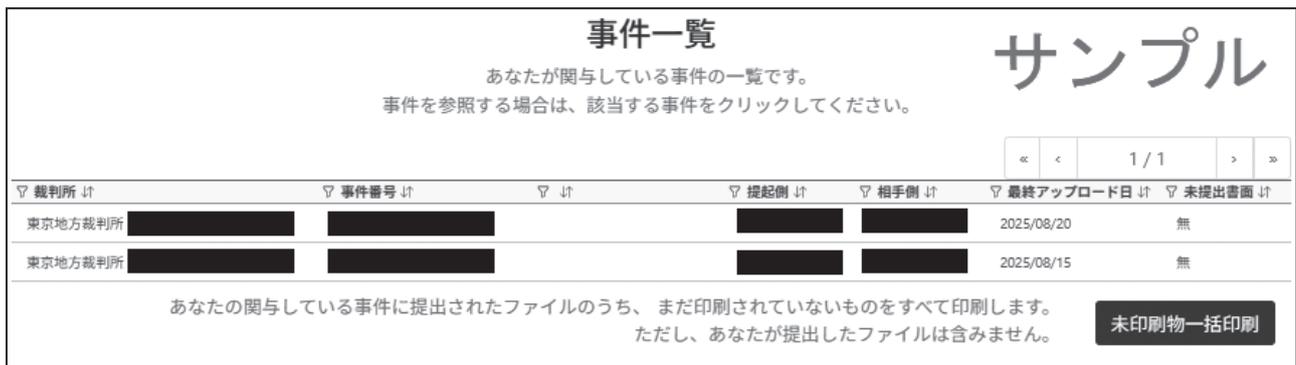


図4 事件情報画面

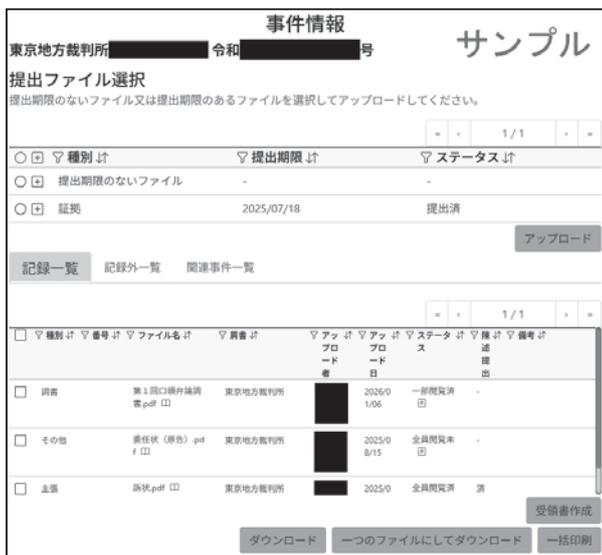


図5 ファイルアップロード画面



証拠に続いて、証拠説明書を提出するために、「証拠説明書」のタブを選択し、PDFファイルを選択し、【追加】をクリックします。下の欄にアップロードしたいすべてのファイルが表示されていることを確認してから、【提出】をクリックします。これで、アップロードできました。アップロードされると、裁判所や当該事件情報に関連付いている当事者は、直ちに閲覧又はダウンロードすることができます。

アップロードが完了すると、弁護士甲及び補助者Aに対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルのアップロードが完了しました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の6)となります。

③ について

裁判所が、mintsに手数料納付のために必要な情報を登録すると、弁護士甲及び補助者Aに対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】手数料納付情報が登録されました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の11)となります。

このメールを受信した後に、mintsにサインインすると、手数料納付情報一覧画面(図6)で、手数料、納付期限、納付番号、収納機関番号、確認番号を確認することができます。

図6 手数料納付情報一覧画面

手数料納付情報一覧		サンプル	
あなたが申し立てた事件に関する手数料納付情報の一覧です。 手数料を納付する場合、納付番号、収納機関番号、確認番号を利用して、インターネットバンキング又はATMで納付してください。			
1 / 1			
裁判所	事件番号	納付額	納付日
原告	被告	手数料	納付日
東京地方裁判所	令和7年(ワ)第AAAAA号	21,400	2025/1/10
		4100000000	00100
		01203	973

また、納付期限が近付くと、弁護士甲及び補助者Aに対して、mintsからリマインドのメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】手数料納付のお願い(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の12)となります。

④ について

mintsで確認した納付番号等を使い、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して、ページにより手数料を納付してください。

納付期限を過ぎると、当該手数料納付情報では納付することができなくなりますので、御注意ください。納付を失念した場合には、速やかに裁判所に御連絡をお願いします。特段の御連絡がない場合には、書記官による納付処分が行われ、それでも納付しなかったときには、裁判長により、訴状却下命令がされることがあります(改正後の民事訴訟法137条の2第1項、第6項参照)。

被告に対する訴状等の送達は、原告代理人である弁護士甲から提出された出力書面によって行うことが多いものと考えられます(改正後の民事訴訟規則58条1項参照)。出力書面とは、mintsにアップロードされた訴状等をダウンロードして印刷したものです。mintsの事件情報画面(図4)の下部の記録一覧のタブを選択すると、当該事件の記録(電磁的訴訟記録)が表示されますので、出力書面を作成するファイルのチェックボックスにチェックをつけ、【ダウンロード】をクリックすることで必要なダウンロードを行うことができます。ダウンロードしたデータを印刷して、裁判所に持参又は郵送の方法により提出してください。

弁護士甲又は補助者Aが、ファイルを最初にプレビュー表示又はダウンロードすると、弁護士甲及び補助者Aに対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルが閲覧・ダウンロードされました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の9)となります。

(3) 被告代理人の関連付け

被告代理人として答弁書や証拠等を提出する場合にも、mintsを使用する必要があります。そのためには、mintsの事件情報に被告代理人として関連付けられる必要があります。関連付ける方法は、次のようなものがあります。

- ① 訴えを提起した者がmintsに登録した相手側代理人の情報に基づき、裁判所が関連付けを行う方法

改正後の民事訴訟規則55条の2の規定により、被告から委任を受けて法律関係に関して弁護士法3条1項に規定する法律事務を行っていた者の氏名その他の当該者を特定するために必要な情報が裁判所に届け出られた場合、裁判所から、当該者に対して代理人となるかを確認します。被告代理人となる際には、mintsの当事者IDを裁判所にお伝えください。裁判所において、被告代理人としてmintsの事件情報に関連付けを行います。この場合には、被告に対する訴状等の送達は被告代理人に対するシステム送達により実施されることが見込まれます。

② 被告に対して送達された出力書面に同封された招待キーを利用して、弁護士自ら関連付けを行う方法

被告代理人になろうとする弁護士が、訴状等に同封された招待キーが記載された書面を被告から受け取り、mintsに当該招待キーを登録することにより当該事件の事件情報に自ら関連付けを行うことができます。

③ 被告代理人になろうとする弁護士からの連絡に基づき、裁判所が関連付けを行う方法

②の方法によることができない場合には、担当書記官に対して、mintsの当事者IDをお伝えください。裁判所において、被告代理人としてmintsの事件情報に関連付けを行います。

シーン3

弁護士乙が、令和7年（ワ）第AAAAA号事件の訴状等の送達を受けた被告から相談を受けた。

その結果、弁護士乙が被告代理人となることになり、被告から委任状を受領するとともに、招待キーが記載された書面を含め送達された書類一式を預かった。

弁護士乙自ら招待キーを使って、事件情報に関連付けを行い、委任状等をmintsにアップロードした。

《解説》

被告から受領した招待キーを、mintsの招待キー入力画面（図7）に登録します。

図7 招待キー入力画面

招待キーを利用して、弁護士自ら関連付けを行った場合（②の方法による場合）には、mintsからメールは送信されません。

しかし、裁判所が関連付けを行った場合（①又は③の方法による場合）には、事件情報に関連付けられると、被告代理人弁護士乙に対して、mintsからメールが送信されます（補助者ユーザがいる場合には、補助者ユーザにもメールが送信されます。以下同じ）。このメールの件名は、「【mints】事件当事者設定完了（東京地方裁判所令和7年（ワ）第AAAAA号）」（参考資料の1）となります。このメールを受信した後に、mintsにサインインすると、新着情報（ホームの下欄）で事件の担当部・係を確認することができます。

いずれの方法によった場合であっても事件情報に関連付いた後には、事件一覧画面（図3）で関連付けられている事件の一覧を確認することが可能です。

関連付けの後、委任状等の提出ができるようになりますので、速やかに委任状、システム送達を受ける旨の届出等の提出をお願いします（シーン2の解説②を参照してください）。

また、弁護士乙が委任状等をアップロードすると、弁護士乙に対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルのアップロードが完了しました。（東京地方裁判所令和7年（ワ）第AAAAA号）」（参考資料の6）となります。同時に、原告代理人である弁護士甲及びその補助者Aに対しても、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルが提出されました。（東京地方裁判所令和7年（ワ）第AAAAA号）」（参考資料の7）となります。

このメールを受信した原告代理人甲及び補助者A

は、委任状をプレビューして、被告代理人乙の氏名や連絡先等を確認することができます。事件情報画面(図4)の下部に表示されているファイル名の右にある本のアイコンをクリックするとプレビューが開きます。必要な場合には、ファイル名の左のチェックボックスにチェックをつけ、【ダウンロード】をクリックすることで、ダウンロードすることもできます。

原告代理人甲又は補助者Aのいずれかがプレビュー又はダウンロードをすると、最初にプレビュー又はダウンロードされたときに、原告代理人甲、補助者A及び被告代理人乙に対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルが閲覧・ダウンロードされました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の9)となります。

(4) 期日の実施及び次回期日までに必要な攻撃防御方法の提出

期日が実施されると書記官が期日の調書を作成することはこれまでと変わりません。作成した調書は、mintsにアップロードされます。

また、次回期日までに提出することとされた攻撃防御方法について、裁判所が提出期限等をmintsに登録することがあります。この登録の有無にかかわらず、提出期限までにmintsを使用して提出してください。

シーン4

- ① 第1回口頭弁論期日が実施され、被告代理人が次回期日の2週間前までに実質的答弁を記載した準備書面を提出することとなった。
- ② 被告代理人が準備書面を提出した。

《解説》

① について

書記官が作成した調書は、mintsにアップロードされます(改正後の民事訴訟法160条1項及び2項参照)。

裁判所がmintsにファイルをアップロードすると、原告代理人である弁護士甲及びその補助者A並びに被告代理人である弁護士乙に対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】

裁判所がファイルをアップロードしました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の8)となります。

このメールを受け取ったら、裁判所がアップロードしたファイルをプレビュー又はダウンロードして内容を確認してください。原告代理人甲又は補助者Aのいずれかが最初にプレビュー又はダウンロードした際には、被告代理人乙に加え原告代理人甲及び補助者Aに対してmintsからメールが送信されます。また、被告代理人乙が最初にプレビュー又はダウンロードした時にも、同様に、原告代理人甲及び補助者A並びに被告代理人乙に対してmintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルが閲覧・ダウンロードされました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の9)となります。

原告代理人甲の補助者Aが原告代理人甲より先にプレビュー又はダウンロードした場合であっても、原告代理人甲がプレビュー又はダウンロードした旨のメールとなります。

攻撃防御方法の提出期限がmintsに登録されると、提出することになっている者に対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】提出期限設定のお知らせ(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の2)となります。提出期限をリマインドする旨のメールに加え、提出期限が変更された場合や提出期限を徒過した場合にはこれらをお知らせするメールが、提出することになっている者に対して、mintsから送信されます。これらのメールの件名は、「【mints】提出のお願い(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の4)、「【mints】提出期限変更のお知らせ(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の3)及び「【mints】提出期限が過ぎています。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の5)となります。

定められた提出期限を守って提出していただくようお願いいたします。

② について

被告代理人乙が、mintsに準備書面をアップロード

すると、同人に対して、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルのアップロードが完了しました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の6)となります。同時に、原告代理人である弁護士甲及びその補助者Aに対しても、mintsからメールが送信されます。このメールの件名は、「【mints】ファイルが提出されました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の7)となります。

これまで準備書面は、ファクシミリ送信する方法等で相手方に直送することとされていました(民事訴訟規則47条1項)。フェーズ3における直送の方法には、改正後の民事訴訟規則47条の2第1項、47条2項、3項により、書類の副本や電磁的記録の出力書面を交付等する方法、電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法、システム直送の方法があります。

システム直送は、具体的には、次のアの措置をとるとともに、イの通知を発することになります。

ア 送付すべき電磁的記録に記録されている事項につき改正後の民事訴訟法第109条の3第1項1号の閲覧又は同項2号の記録をすることができる措置
イ 送付を受けるべき者に対し、改正後の民事訴訟規則52条の10第2項の電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知

アは、mintsに電磁的記録をアップロードすることにより行われ、イは、mintsからメールが送信されることにより行われます。

つまり、mintsの事件情報に関連付いている相手方に直送する電磁的記録については、mintsにアップロードすることによりシステム直送したことになります。mintsの事件情報に関連付いている相手方がプレビュー又はダウンロードしたことはmintsに保存され、直送した者には、mintsからメールが送信され、このことを確認することができることから、受領書面の提出は必要ありません。このメールの件名は、「【mints】ファイルが閲覧・ダウンロードされました。(東京地方裁判所令和7年(ワ)第AAAAA号)」(参考資料の9)となります。なお、このメールは、アップロードした者に関係なく、事件情報に関連付いている全

当事者及び補助者に送信されます。

一方、mintsの事件情報に関連付いていない相手方本人に電磁的記録を直送する場合には、電磁的記録の出力書面を交付等する方法又は電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法により行うこととなります。

(5) 事件の終局、判決書等の送達

事件終局時に、裁判所において、判決書(判決書に代わる調書)や和解調書を作成することはこれまでと変わりません。作成された判決書や調書は、mintsにアップロードされます。

また、フェーズ3移行後、和解調書は職権で送達することと規定されました(改正後の民事訴訟法267条2項参照)。したがって、これまで和解が成立した際には送達に関する申請をさせていただいていましたが、この申請は不要となります。

さらに、和解については、閲覧に関する規定が改正されています。具体的には、訴訟記録中、次の①から③までの部分については、当事者及び利害関係を疎明した第三者のみが閲覧することができることとされました(改正後の民事訴訟法91条2項、91条の2第4項参照)。この点については、経過措置がありません。

- ① 改正後の民事訴訟法264条の和解条項案に係る部分
- ② 改正後の民事訴訟法265条1項の規定による和解条項の定めに係る部分
- ③ 改正後の民事訴訟法267条1項に規定する和解(口頭弁論の期日において成立したものを除く。)に係る部分

シーン5

和解が成立して、当該訴訟は終局した。
書記官が、和解調書を作成し、mintsにアップロードした。

《解説》

裁判所がmintsに和解調書をアップロードすると、シーン4と同様、原告代理人である弁護士甲及びその

補助者A並びに被告代理人である弁護士乙に対して、mintsからメールが送信されます。

システム送達は、システム送達を受ける旨の届出をした者に対してのみ実施できます（改正後の民事訴訟法109条の2第1項ただし書）。しかし、訴訟代理人である弁護士等にはシステム送達を受ける旨の届出をすることが義務付けられています（改正後の民事訴訟法132条の11第2項）。仮に、訴訟代理人である弁護士等がシステム送達を受ける旨の届出をしていない場合であっても、システム送達の方法で送達することができ（改正後の民事訴訟法109条の4第1項前段）、この場合には後記イの通知を発することを要しない旨が規定されています（改正後の民事訴訟法109条の4第1項後段）。

したがって、訴訟代理人である弁護士等が受送達者である和解調書の送達については、改正後の民事訴訟法267条2項後段、255条2項2号により、同法109条の2の規定によるシステム送達の方法で実施されます。

システム送達は、具体的には、次のアの措置をとるとともに、イの通知を発することにより実施されます。

- ア 送達すべき電磁的記録に記録されている事項につき最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧又は送達を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置
- イ 送達を受けるべき者に対し最高裁判所規則に定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知

アは、mintsに電磁的記録をアップロードすることにより行われ、イは、mintsからメールが送信されることにより行われます。

システム送達は次のiからiiiまでの時のいずれか早いときにその効力が生じるものとされています（改正後の民事訴訟法109条の3第1項参照）。

- i 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧をした時
 - ii 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時
 - iii イの通知が発せられた日から1週間を経過した時
- 送達の対象となっている電磁的記録を閲覧又はダウンロードしなくても、1週間経過すると送達の効力が発生します。また、補助者Aが弁護士甲より先に、送達の対象となっている電磁的記録を閲覧又はダウンロードした場合には、補助者Aが閲覧又はダウンロードした時に、原告について、送達の効力が生じますので注意してください。

このiからiiiまでの状況は、mintsで確認することができます。事件情報画面（図4）の下欄から、送達状況を確認したいファイルのステータス欄をクリックして、アクセス状況画面（図8-1、図8-2及び図8-3）に表示された内容から、送達の効力が生じた日を確認することができます。

ステータス欄には、「全員閲覧済」、「一部閲覧済」又は「全員閲覧未」のいずれかが表示されています。

アクセス状況画面には、事件番号、ファイル名、アップロードした者の肩書及び氏名、アップロードした

ポイント2 システム送達について

訴訟代理人である弁護士等 （改正後の民事訴訟法132条の11 第1項各号に掲げる者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ システム送達による送達を受ける旨の届出が義務化 ○ 届出をしていない場合であっても、裁判所書記官は、システム送達することが可能。さらに、その場合には、通知は要しないこととされている。
上記以外の者	<ul style="list-style-type: none"> ○ システム送達による送達を受ける旨の届出は任意 ○ システム送達による送達を受ける旨の届出がされた場合には、システム送達による送達

日（アップロードするとmintsからメールが送信されるため、アップロード日＝通知が発せられた日となります）、現在日並びに送達を受けるべき者の肩書、氏名及びアクセス日付が表示されます。閲覧又はダウンロードした場合には、閲覧又はダウンロードした日が、アクセス日付に表示されます。閲覧又はダウンロードしていない場合には、アクセス日付が空欄になります。

なお、アクセス日付が表示されていても、その日付がアップロードした日から1週間を経過した時後である場合には、アクセス日付に表示された日ではなく、アップロードした日から1週間を経過した時に送達の効力が生じていますので、注意してください。

システム送達の対象となっている電磁的記録が電子判決書のように不服申立てをすることができるものである場合で、システム送達の効力が、アップロードした日から1週間を経過した時に生じたときには、当該1週間を経過した日（送達の効力が生じた日）から不服申立ての期間が始まりますので、特に注意してください。

図8-1 ステータス欄が、「全員閲覧済」と表示されている場合のアクセス状況画面①

アクセス状況		
令和7年 [] 号	サンプル	
第1回口頭弁論調査（和解）.pdf		
東京地方裁判所 []		
アップロード日：2025/11/06 現在日：2025/11/17		
1 / 1		
▽ 肩書	▽ 氏名	▽ アクセス日付
被告代理人	[]	2025/11/06
原告代理人	[]	2025/11/06

このケースでは、双方代理人が、令和7年11月6日に閲覧又はダウンロードしていますので、送達の効力は双方ともに同日に生じています（i又はiiの時）。

図8-2 ステータス欄が、「全員閲覧済」と表示されている場合のアクセス状況画面②

アクセス状況		
令和7年 [] 号	サンプル	
第1回口頭弁論調査（和解）.pdf		
東京地方裁判所 []		
アップロード日：2025/11/06 現在日：2025/11/17		
1 / 1		
▽ 肩書	▽ 氏名	▽ アクセス日付
被告代理人	[]	2025/11/17
原告代理人	[]	2025/11/06

被告代理人のアクセス日付が「2025/11/17」と表示されています。被告代理人が閲覧又はダウンロード

したのは、アップロードした日から1週間を経過した時後であることから、被告代理人については、令和7年11月13日の経過（アップロードした日から1週間を経過）により送達の効力が生じています（iiiの時であり、アクセス日付に表示されている日でないことに注意してください）。

なお、原告代理人については、令和7年11月6日に送達の効力が生じています（i又はiiの時）。

図8-3 ステータス欄が、「一部閲覧済」と表示されている場合のアクセス状況画面

アクセス状況		
令和7年 [] 号	サンプル	
第1回口頭弁論調査（和解）.pdf		
東京地方裁判所 []		
アップロード日：2025/11/06 現在日：2025/11/17		
1 / 1		
▽ 肩書	▽ 氏名	▽ アクセス日付
被告代理人	[]	
原告代理人	[]	2025/11/06

被告代理人のアクセス日付が、空欄になっています。被告代理人は閲覧又はダウンロードしていないことを示しています。この場合も、被告代理人については、令和7年11月13日の経過（アップロードした日から1週間を経過）により送達の効力が生じています（iiiの時）。

なお、原告代理人については、令和7年11月6日に送達の効力が生じています（i又はiiの時）。

5 経過措置について

フェーズ3移行直後は、改正後の民事訴訟法が適用される事件とそうでない事件が混在するため、注意が必要です。経過措置についても御注意いただくようお願いいたします。

申立て等について、改正後の民事訴訟法第1編第7章（電子情報処理組織による申立て等）の規定は、第二条改正後事件における改正後の民事訴訟法132条の10第1項に規定する申立て等について適用し、第二条改正前事件における改正前の民事訴訟法132条の10第1項に規定する申立て等については、改正前の民事訴訟法132条の10の規定は、施行日以後も、なおその効力を有することとされています（改正法附則11条参照）。

このほかにも、改正法の附則で経過措置が種々規定されていますが、多くが「第二条改正後事件」と「第二条改正前事件」とで区分されています。第二条改正後事件は改正法附則2条で、第二条改正前事件は改正法附則5条でそれぞれ定義されています。

訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものに対する不服申立て（例えば、控訴）は、「訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの」が「第二条改正前事件」に該当することから、この控訴事件については、改正前の民事訴訟法132条の10の規定が効力を有することとなります。つまり、控訴状や控訴事件における準備書面等は、紙媒体で提出することになります。

申立て手数料の額等について、改正後の民事訴訟費用等に関する法律の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用については、なお従前の例によることとされています（改正法附則25条）。

また、手数料の納付については、改正後の民事訴訟費用等に関する法律の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるもの並びに施行日以後に開始される民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く）における手数料の納付について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの並びに施行日前に開始された民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件（訴えに係る事件を除く）における手数料の納付については、改正前の民事訴訟費用等に関する法律第8条の規定は、

施行日以後も、なおその効力を有することとされています（改正法附則26条）。

6 mintsと上手に付き合うための提案

(1) メールの仕分け

前述のとおりフェーズ3に移行するとmintsから様々なメールが送信されます。

システム送達やシステム直送に関する通知のメール、攻撃防御方法の提出期限に関するメール、手数料納付を依頼するメールなど決して見落とすわけにはいかないメールのほか、自らがmintsにファイルをアップロードした時に送信されるメールなどもあります。必要なメールを見落とさないために、mintsから送信されるメールを特定のフォルダに集めることができるように受信フォルダの仕分け機能を活用することが考えられます。

mintsから送信されるメールの送信元のアドレスは、

- info@mints.courts.go.jp
- msonlineservicesteam@microsoftonline.com

の2つです。

メール受信拒否設定などの制限をかけている方は、「mints.courts.go.jp」、「microsoftonline.com」のドメインが受信拒否されたり、迷惑フォルダ等に振り分けられたりしないように設定してください。

特定の操作を行った（行われた）時には、特定の件名のメールが送信されますので、送信元のメールアドレス及びメールの件名をキーにしてメールを仕分けすることが考えられます。

また、事件情報に関連付けられた以降のメールの件名には事件番号が含まれますので、事件ごとにメールを仕分けする場合には、メールの件名に含まれる事件番号をキーにしてメールを仕分けすることが考えられます。

ポイント3 第二条改正後事件と第二条改正前事件

第二条改正後事件	<ul style="list-style-type: none"> • 訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるもの • 施行日以後に開始される民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く）
第二条改正前事件	<ul style="list-style-type: none"> • 訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの • 施行日前に開始された民事訴訟に関する事件（訴えに係る事件を除く）

メールが送信される契機、メールの宛先、メールの件名の主なものを mints の操作マニュアルから抜粋して一覧（参考資料）にしましたので、参考にしてください。

(2) 事務所職員(補助者アカウント)との事務の分担

mints では、補助者ユーザである事務所職員の操作は、親ユーザである弁護士熟练操作として記録されます。

つまり、システム送達の対象となっている電磁的記録を補助者ユーザが閲覧すると、親ユーザを受送達者とするシステム送達の効力が生じることになります。親ユーザが対応するメールと補助者ユーザが対応するメールを区別しておくことが、必要な事務を失念したり、想定外の事態を招いたりすることを防ぐことにつながると考えられます。

(参考資料)

	メールが送信される契機	メールの宛先	メールの件名
1	事件当事者設定時	事件に関連付けられた当事者及び補助者	【mints】事件当事者設定完了（{裁判所} {事件番号}）
2	ファイルの提出期限設定時	提出期限が設定された当事者及び補助者	【mints】提出期限設定のお知らせ（{裁判所} {事件番号}）
3	ファイルの提出期限変更時	提出期限が変更された当事者及び補助者	【mints】提出期限変更のお知らせ（{裁判所} {事件番号}）
4	ファイルの提出リマインド及び督促（期限前）	提出期限が設定された当事者及び補助者	【mints】提出のお願い（{裁判所} {事件番号}）
5	ファイルの提出リマインド及び督促（期限超過）	提出期限が設定された当事者及び補助者	【mints】提出期限が過ぎています。（{裁判所} {事件番号}）
6	ファイルアップロード完了時（アップロードした当事者及び補助者宛）	提出した当事者及び補助者	【mints】ファイルのアップロードが完了しました。（{裁判所} {事件番号}）
7	ファイルアップロード完了時（6を除く当事者及び補助者宛）	提出した当事者及び補助者を除く当事者及び補助者	【mints】ファイルが提出されました。（{裁判所} {事件番号}）
8	職員によるファイルアップロード完了時	事件に関連付けられた全当事者及び補助者	【mints】裁判所がファイルをアップロードしました。（{裁判所} {事件番号}）
9	ファイルの初回プレビュー表示又はダウンロード時	事件に関連付けられた全当事者及び補助者	【mints】ファイルが閲覧・ダウンロードされました。（{裁判所} {事件番号}）
10	新規申立時	新規申立てをした当事者及び補助者	【mints】新規申立てが完了しました。（提出先裁判所 {受付番号}）
11	手数料納付情報登録時	納付義務者として登録された当事者及び補助者	【mints】手数料納付情報が登録されました。（{裁判所} {事件番号}）
12	手数料納付リマインド及び督促	納付義務者として登録された当事者及び補助者	【mints】手数料納付のお願い（{裁判所} {事件番号}）
13	申立ての添付ファイルアップロード完了時	ファイルをアップロードした当事者及び補助者	【mints】ファイルのアップロードが完了しました。（{裁判所} {受付番号}）

※ {裁判所} には、当該事件の担当裁判所（申立ての場合には、申立先の裁判所）が表示されます。

※ {事件番号} には、当該事件の事件番号が表示されます。

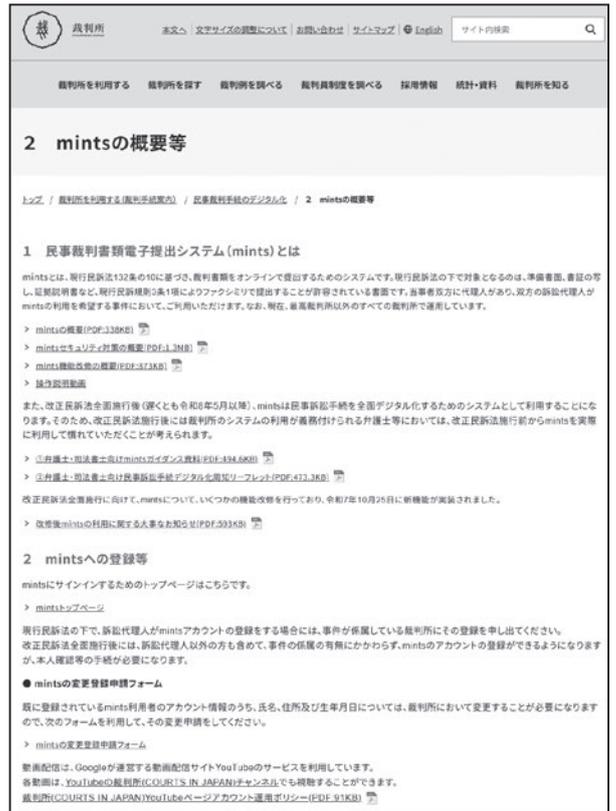
※ {受付番号} には、当該申立ての受付番号が表示されます。

※ この表に掲げた以外にもメールが自動送信されることがあります。詳細は、mints のトップ画面（<https://www.mints.courts.go.jp/user/>）から、操作マニュアルを御確認ください。

図9 民事裁判手続のデジタル化(裁判所ウェブサイト)



図10 2 mintsの概要等(裁判所ウェブサイト)



事訴訟手続のデジタル化に関するサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/minjidejitaruka/index.html>) を設け情報を発信していますので、ぜひ御覧ください。

また、既に登録されている mints 利用者のアカウント情報のうち、氏名、住所及び生年月日について変更する場合には、図9の【> mintsの概要等】をクリックすると開く画面(図10)にフォームのリンク(【> mintsの変更登録申請フォーム】。本文末尾から4行目)がありますので、これを利用して、その変更申請をしてください。

mintsのトップ画面にも、「操作マニュアル」、「操作説明動画」等のほかチャットボットへのリンクがありますので、mints利用中に操作につまずいたときやお困りごとが生じたときには御活用ください。

《参考文献》

- ・脇村真治編著(2024)『一問一答 新しい民事訴訟制度(デジタル化等) 令和4年民事訴訟法等改正の解説』商事法務
- ・最高裁判所事務総局民事局監修(2025)『条解民事訴訟規則(デジタル化関係等)』司法協会

(3) 事件終局後のデータの保存

事件が終局すると、裁判所において事件情報と訴訟代理人である弁護士等との関連付けを解除します。この関連付けの解除がされると、閲覧等の申請をしない限り当該事件の記録(電磁的訴訟記録)を確認することができなくなります。フェーズ3移行後は、関連付けを解除される前に必要な記録をダウンロードしておかないと、訴訟代理人である弁護士等のもとには記録が残らないということになる可能性があります。

関連付けが解除される前に、必要な記録をダウンロードし、保存しておくことが、事件終局後の事務を円滑に行うことにつながると考えられます。

7 最後に

最高裁判所のウェブサイトでも mints の概要等民

Q&A

Q 訴訟代理人である弁護士等が、mintsを使用して準備書面や証拠説明書を提出する場合、当該準備書面や証拠説明書に押印する必要がありますか。

A mintsを使用して準備書面等を提出する場合には、当該準備書面等に押印する必要はありません。

Q 外国法人を当事者とする場合の電子申立てにおける「法人番号」の入力はどのようにのでしょうか。

A 外国法人が法人番号の指定を受けていない又はその法人番号が公表されていない場合、新規申立てフォームの法人番号欄にはダミー番号である「00000000000000」(0を13個)を入力してください。

Q 国を当事者とする場合の電子申立てにおける「法人番号」の入力はどのようにのでしょうか。

A 国を当事者とする事件においては、新規申立フォームで「本人(法人)」を選択し、名称「国」(フリガナ「クニ」、郵便番号「100-8977」、住所又は所在地「東京都千代田区霞が関1-1-1」、電話番号「03-3580-4111」、FAX番号(空欄)、法人番号「1000012030001」(法務省の法人番号)、代表者の肩書「法務大臣」、代表者氏名「(訴訟提起時点の法務大臣氏名)」と入力してください。

Q mintsの新規申立てフォームの参考事項のタブにある「相手方代理人の情報」には、具体的にはどのような事項を入力すればよいのでしょうか。

A 改正後の民事訴訟規則55条の2に基づき「当該者の氏名その他の当該者を特定するために必要な情報」を入力することになります。相手方代理人となる可能性がある者について、氏名に加え、事務所や電話番号など裁判所が同人に連絡をするにあたり必要と思われる事項を入力してください。入力された事項に基づき裁判所から同人に連絡をして相手方代理人になるかの確認をします。相手方代理人になるという回答が得られた場合には、訴状等の送達についてはシステム送達の方法で実施することが見込まれます(実際に訴状等の送達をシステム送達の方法で実施することになった場合、訴状等の出力書面の提出は不要となります)。

また、裁判所から相手方代理人になるかの確認を受け、相手方代理人になる場合には、速やかに委任状の準備をしてください。

Q 当事者間秘匿の申立てについて、特に留意すべき事項はありますか。

A 当事者間秘匿の申立てについても、訴訟代理人である弁護士等は、インターネットを使用してファイルに記録する方法(電子申立て)による必要があります。しかし、当事者間秘匿の申立ての際に届け出なければならない秘匿事項(秘匿対象者の住所等又は氏名等)を記載した書面(秘匿事項届出書面(改正後の民事訴訟規則3条1項2号))については、書面(紙媒体)で提出しなければなりません(裁判所に提出された後も、書面(紙媒体)で保管されることになります)。

Q 秘匿事項届出書面や秘匿情報が記載された準備書面等を間違っ mints にアップロードしてしまいました。どのような対応が必要ですか。

A 仮に相手方当事者が mints の事件情報に関連付いている場合に、秘匿事項届出書面や秘匿情報が記載された準備書面等を mints にアップロードしてしまうと、その時点で、当該相手方当事者からも閲覧可能な状況になってしまうため、より一層の注意が必要です。

間違っアップロードしてしまった場合には、電磁的記録からの消去措置(改正後の民事訴訟規則33条の5第2項)の対象となることから、速やかに、担当部の書記官に対して連絡し、消去を申し出てください。

脚本家

橋部 敦子^{さん}

2024年10月から12月にかけて放送されたリーガルドラマ『モンスター』の脚本を担当された橋部敦子さんにお話を伺うことができました。会員の皆さんの中にも、ドラマの中の弁護士の描かれ方について気になっていた方も多くいるのではないのでしょうか。橋部さんには、終始、笑顔でインタビューにお答えいただきました。

聞き手・構成：中村 千之、富田 寛之



——橋部さんのご経歴では、証券会社や、ダンサーもされていたということですが、どういった経緯で、脚本家の道に進まれることになったのでしょうか。

私は東京の短大に行っていて、Uターン就職で地元に戻ったんです。

当時は、何になりたいじゃなくて、名前のある会社に入りたいと思いました。Uターンのため入社試験を受けられる会社のごくわずかだったので、とにかく一番最初に受かったところに入ろうと決めて、それで入りました。ダンスは、体重が増えてしまったことがきっかけで、お金を掛けずに体重を落とすため、親戚のジャズダンス教室に行くことにしたんです。そこに通っているうちにダンスにはまっちゃいました。証券会社を2年半で辞めて、また東京に戻って、ダンサーになりました。

——ダンスのお仕事は、具体的にはどういったものをされていたのでしょうか。

ショークラブのステージ、歌番組のバックダンサーなどもやりましたが、1年か2年もしないうちにひざを痛めてしまい、プロとしてやっていくための稽古を続けることは無理だと医者にも言われダンサーを断念することになりました。そうしたら、知り合いが小劇団を立ち上げるとなって、歌とかお芝居、ちょこちょこ体を動かす程度のダンスは続けられたので、ゆるい感じで1年ぐらい続けていたら、公演をやろうということになり、そのときに脚本を書いてくれと言われました。

経験のないまま脚本を書いて、そのまま本当に舞台に上げたんです。その脚本で。来場者にアンケートを取ったら、「客をばかにした脚本だ」とか言われちゃって。

——すみません（笑）。

じゃあ、ちょっと勉強しようと思って、脚本を学ぶため学校に入りました。映像脚本の学校に行ったら、これは面白いとのめり込んでいきました。

——脚本を書く際は、ドラマとか映画、演劇など完成した場面を想像しながら執筆していくのでしょうか。書き手として、小説との違いはどのようなところにあると感じていらっしゃいますか。

私は、小説は書いたことがないですが、脚本は、どなたが演じるか、どなたが演出をするか、どんな音楽を付けるかで、世界観ができていくので、それは私もできあがったものを見るまで分かりません。どういうお芝居をするかというのはぼんやりとしていて、実際、頭の中に浮かべた通りにお芝居をしてくださるとは限らないので、何となくゆるい感じで頭に浮かべながらやっていきます。連続ドラマは、例えば全部で10話ある場合、台本を全部書いてから撮影が始まるということもありますが、そういうのは少なく、大抵、まだ全話脚本が完成しないうちに撮影が始まってしまいます。ですから、1話ができあがったときに、連続ドラマの後半をまだ書いているみたいな場合があります。そのような

ときに、第1話の完成を見ることができると、その後の執筆はその世界観であったり、「あ、この役者さんだったら、このセリフをこういう感じで言うんだな」とイメージがよりくっきりするので、それをイメージしながら脚本を書きます。

— 影響を受けた作品などはありますか。

もともとドラマや映画が好きで脚本家になったわけではないので、作品もほとんど見ていませんでした。脚本家になった時点で、まったく自分の中に引き出しがなく、脚本家の仕事をしながら、作品も見ようになりました。例えば、友情ものだったら、名前が出ないんですが、何かボブスレーのやつ、ありましたよね。

— 『クール・ランニング』。

そうそう。ドラマのプロデューサーや演出家との打ち合わせで、例えば、『クール・ランニング』みたいなとか、話に出て、みんなは「ああ、そうだよな」となるんですが、私だけはその作品が分からない、ついていけないので、帰ってすぐに、当時はレンタルビデオ屋に借りに行って作品を見ていました。

— 『僕の生きる道』ですと、台詞と、登場人物がとてもマッチをしている印象を受けます。最初からキャストは決まっていたのでしょうか。

何も内容が決まっていなくて、「いついつの時期ぐらいに、何か一緒にやりませんか？」と、もうまったくゼロからの場合もあります。そのときどきで毎回違うのですが、『僕の生きる道』のときは、「草彥剛さんと余命もの」という前提でお話が来ました。

— なるほど。そうすると、それを軸に、ほかの登場人物とかも、ストーリーの中で作り上げていって、それに合うキャストは、テレビ局や、関係者の方で選んでいくのでしょうか。

はい。やっぱりどんなイメージの人物にしたいかということも話し合いながら、キャスティングが決まっていきます。

— その後の『僕』シリーズも登場人物を生かしながら、企画をしようみたいな話になったのですか。

『僕の生きる道』をやったとき、最初から3部作をやるということではなく、1作目の『僕の生きる道』をやって、反響もあり、視聴率的にも良かったので、「同じチームでまたやりたいね」という話になりました。そのまま『僕と彼女と彼女の生きる道』も評価をしていた

だけだったので、「じゃあ、またそのチームでやりましょう」ということで続いていきました。

— 橋部さんが脚本を書かれる中で、最初の入り口は、企画とかいろいろあると思いますが、「こういうことを伝えたい」というテーマのようなものはあるのでしょうか。

どちらかというと、キャラクターを一個一個、丁寧に書いていくうちに、何となくやりたいことが浮かび上がってくるという感じです。これを言いたいがためにやるという、そんなに明確なものではなくて、話の枠組みとか方向性とか、こんなエピソードを入れられたらいいねということを作っていくうちに、「この題材を使ってこれができるんだな」とか、後でふと気づく、という感覚でしょうか。

— 橋部さんの作品の中で、キャラクターが徐々に成長していく過程が描かれているように思うのですが、キャラクターを書いているうちに、自然に変わっていくのか、こういうふうに変えていこうという狙いがあるのか、いかがでしょうか。

例えば、『僕と彼女と彼女の生きる道』だったら、仕事人間だった人がそうでなくなっていく過程を描くので、徐々に、娘との関係性が縮む、少しずつ変化させていくためのエピソードを考えます。

— 『僕と彼女と彼女の生きる道』では親権者変更の審判が描かれていますが、最終的に離婚しても、子供の両親として一緒に子育てをしていこうと、関係性を持っていくところが素晴らしいなと思いました。離婚しても両親と一緒に子供との関係性を維持して育てていこうという観点から、共同親権についての新たな制度が4月から始まりますが、橋部さんの中で、ドラマで描かれた、離婚しても子供との関係性を両親でというのは、やはりあるべき姿だと思われているのでしょうか。

当時はドラマのセオリーで言うと、いい父親に変化していく主人公が裁判に勝つという流れがみんなの期待するところですよ。けれども、母親の方だって、家を出ていかざるをえないところまで追い詰められてしまいましたが、やっぱり1人ですごく子供のことを思って子育てをしていた事実があるわけで、これをなかったことにはできなくて、あのような結末（親権は母親が取得。子育てについて離婚後の両親が歩み寄っていく）にしました。

— 橋部さんはご自分の作品を見返したりされますか。

あまり見返さないですね。同じような題材をやると

きは、脚本が似ないようにするため、前の作品で確認することはありますが、基本的には過去の作品はあまり見ません。ただ、たまにうっかり見ちゃうことがあるんです。夕方か何かに再放送でやっているのをたまたま見て、何かそのまま見だしたら、「え、これ面白いじゃん」となり、当時は何をあんなに「だめだ、だめだ」と思っていたのかと不思議に思ったり、「今だったら、こう書かない」とか思ったりします。

——私が拝見した作品かもしれませんが、橋部さんの作品は、最後に決定的な答えを誰かが言って終わるというより、「そうだよな」という感じで、見ている人が考えるような余地が残されている印象があります。そのあたりは、何か意識されているのでしょうか。

どちらかという、「こういうことがこのドラマで言いたい」という押し出し方はあまりなくて、一応こっちがその物語に込めたいことである思いはちゃんと込めるけど、どう受け取るかはやっぱり見ている人に委ねている作品の方が多いと思います。そもそも正解が分かりづらいことを扱っていたりする場合もあると思いますが、「これが言いたかった」という感じの作りには、多分していないものが多いと思います。

——お医者さんのドラマや、弁護士のドラマなど、リアリティーを持たせるために何か工夫をされているというところはありますか。

専門的なお仕事の人が出てくる場合は、監修の方に相談しながら脚本を作りつつ、作った脚本に必ずチェックを入れていただきます。「ドラマ的にこうしたいんですけど、法律的にとか、医学的にどうですか？」と聞いて、実際にはなかなかないけど、ドラマとして見たときに、ぎりぎりあるかないかというジャッジをしていただき、ぎりぎりあるものはドラマでやったりしますが、「いや、それは絶対ないです」と言われたものは基本的にやらないですね。

——『モンスター』という作品ではSNSなど現代的な問題も取り上げられていらっしゃいます。SNSなどについて、もっとこうあるべきじゃないとか、橋部さんは何かお考えはありますか。

あんまり、こうあるべきとかはないです。ちょっと話がずれるかもしれませんが、最初、『モンスター』というのは常識破りの弁護士を示すものでした。ですが、書いていくうちに、人間の中に潜んでいる得体の知れないもの、罪を犯してしまうような、それもモンスター

なんじゃないかというように広がっていきました。そういう、「この物語上、モンスターって何？」と考えたりする中で、SNSで踊らされて、不確かな情報に乗っかって行動してしまう、そういう空気もモンスターだなと感じました。ですから、「SNSはこうあるべきだ」ということまでは考えていなくて、「こういう怖さもあるよね」と提示した、という感覚に近いです。

——『モンスター』に登場する主人公の弁護士ですが、橋部さんの頭の中では何か具体的なイメージはあったのでしょうか。

ちょっと得体の知れない感じにしたいというのがありました。法律家、弁護士というと「法の下に」となるのでしょうか、ちょっと法を上から見ているというか、あくまで法をツールとして使って、よい方向に動かしていくみたいなのをしたいと考えました。

主人公にあえて説明がつかない言動をさせ、趣里さんが、その「分からなさ」も含めて演じてくださったので、ああいうキャラクターになりました。同じ台本でも本当に趣里さんだからこそ、ああいう強いキャラクターになったのだと思います。

——弁護士に対するイメージ、こうあってほしいというメッセージはありますか。

脚本家は、この人をどう描こうかと登場人物、個人と向き合うことで、時代や社会に対し価値観を問い直すみたいなのがあって、私はそういうことに最近意識があります。弁護士さんもクライアントさんというか、その個人を救う、守るということを通して、時代や世の中に対して価値観とか基準を問い直すことをやっていらっしゃるんじゃないかと思います。全然アプローチも立場も違いますが、世の中の価値観とか基準を問い直す、問い続けるみたいなことは、脚本家も弁護士も一緒というか、何かそういうことは、仕事も違うけれども、問い続けることをしていけたらいいなと思っています。

——どうもありがとうございました。

プロフィール はしべ・あつこ

1966年愛知県出身。学習院女子短期大学卒業。1993年に『悦びの葡萄』で第6回フジテレビヤングシナリオ大賞佳作を受賞、1995年脚本家デビュー。主な作品に、『僕の生きる道』『連続テレビ小説 ファイト』『フラジャイル』『僕は奇跡でできている』『6秒間の軌跡〜花火師・望月星太郎の憂鬱』『モンスター』など。2005年『僕と彼女と彼女の生きる道』で第13回橋田賞受賞、2021年『モコミ〜彼女ちょっとヘンだけ〜』で第39回向田邦子賞受賞。



2025年度 理事者の1年

2025年度理事者の任期も残すところ、あと1か月となりました。会長、副会長に、1年間を振り返っての感想と今の思い、そして会長には「副会長へひとこと」、副会長には「理事者室の思い出」と「任期を終えてやりたいこと」を語っていただきました。

*写真後列右端：川瀬監事、同左端：松下監事。26頁「監事室から」と併せてお読みください。

いつかは花開くことを信じて！

会長 鈴木 善和 (39期)



この1年を振り返り、会長として悔いはないのですが、多くの課題を襁に託して次年度に繋いで行くことになりました。

まず、弁護士会の責務であると唱えました職業人としての弁護士の経済的基盤の維持拡充については、特に悪くなったとの声を聞いてはいませんが、良くなったかといいますと数字の検証はこれからです。また、会内合意の質を高めることと積極的情報公開についても、どれだけ進んだか、振り返って忸怩たるものがあります。選択的夫婦別姓法案の行く末も心配事です。

また、再審法改正、これについては国会審議が年度を跨ぎますので次年度となりますが、結果を出せるまでの道筋は出来ています。谷間問題の解決、これも法務省サイドとの協議のレベルが上がってきており、令和9年度予算を目指してということになりますが、大きく前進するルール

が出来つつあります。空襲等被害者の救済措置についても世田谷区では見舞金支給条例が成立しており、国レベルでの救済法案への大きな後押しになることが期待されています。当会の会員数の増加という点でも、何が奏功したのかは不明ですが、数字上も一定の成果は出つつあるものと思います。

ただ、こうして振り返りますと、確かな結果が出せていないのになぜ悔いがないのかという気持ちの問題を明かさなければなりません。多分それは、人を大切にしよう、結果を出すために全力を尽くそうと毎日思っ過ぎてきたからではないかと、自己満足ではありますが、気持ちとしては健やかというところが正直なところですよ。

こう思い起こしてみますと、支えていただいた副会長、監事、職員の皆様、そして何よりも会員の皆様には本当に感謝しかありません。一年間、有り難うございました。

副会長へひとこと

五十嵐副会長：何でも安心してお任せしておりました。感謝の言葉しかありません。

豊崎副会長：会員の意見が様々な中、難しい分野を担当してもらいました。助かりました。

菅沼副会長：冷静に懸案の課題を解決してもらって、これで一区切りですね、お疲れ様でした。

的場副会長：他会や弁連に加えて海外の弁護士会との交流活動、大いに助かりました。

大森副会長：担当を着実に処理しながら、二次会の帝王としてのご活躍も有り難うございました。

西川副会長：財務に加え、日弁連常務理事としての当会とのパイプ役もお見事でした。ご苦労様。

1年を振り返って



副会長 五十嵐 裕美 (46期)

日々、目の前の様々な課題に取り組んでいるうちに、あっという間に1年が過ぎたというのが正直な実感です。しかも、それらの課題は、しばしば突発的に発生し、かつ、想定外の事態だったりするので、その都度、会則・会規・規則等を確認し、弁護士会としての職責が何かを軸に置きながら、自分で考え、あるいは、理事者室のメンバーに相談しながら対応することになります。なかなか頭を使いますので、そんなときには、皆様が差し入れてくださる美味しいお菓子でブドウ糖を補給するのが癒しとなりました。

また、振り返ってみると不祥事対応にかなりの時間と労力を要した1年でもありました。後ろ向きの作業ではあるものの、弁護士自治と市民の弁護士への信頼を守るために大切な仕事です。多くの会員や職員が、委員会等で職務適正化のために努力されている現場にも触れて感銘を受けました。

今年は、弁護士制度150年となりますが、そのうちの1年に何かお役に立っていると良いなと思いつつ、次の年度に引き継いでいきたいと思っています。

理事者室の思い出

とてもチームワークの良い、居心地の良い役員室でした。役員個々の能力をいかんなく発揮するには、お互いのコミュニケーションとサポートが何より大事と感じています。また、職員の方に「今年の役員室は入りやすい雰囲気」と言っていたのがうれしかったです。

任期を終えてやりたいこと

元来、夜型人間でしたが、会務では朝早めにスタートの会議もしばしばあり、少し朝型にシフトしました。4月以降も今のペースを継続して健康に過ごしていきたいです。

駅伝8区のような心境で



副会長 豊崎 寿昌 (48期)

まずはこの1年間能力的にも色々偏りのある私を支えてくださった他の理事者及び職員の方々、お世話になった担当委員会を始めとする会員の皆様にあつく御礼を申し上げます。

1年という任期、6名の分担制という副会長の役割からして、一人でできることは限られているとの認識で臨んだつもりでしたが、予想以上に前年度から引き継いだ課題に対応し、また次年度理事者に課題を引き継ぐという面が多く、駅伝で言えば箱根8区のような心境です。もっとも、この原稿を書いている現時点は1月半ばであり、未だ17キロ辺りをふうふう言いながら走っている状態でマイクを突きつけられてレースの感想を聞かれているような違和感があります(笑)。

理事者となって改めて実感したことは、東弁という組織における職員の方々及び委員会などの活動の強靱さです。他方でその活動量が歴史の重みに耐えかねているような部分もあり、それなりに大きな組織のコントロールの難しさも感じました。個々の業務について言えば、弁護士自治の

下支えとしての市民窓口案件への対応やデジタル化基本計画に基づく新システムの導入への検討・会内手続などを担当したことにより、現在及び将来の東弁についてなにかがしかの役割は果たしたと思っていますが、こればかりは後代の評価を待たざるを得ません。

理事者室の思い出

前年度と異なり夕方まで静かな理事者室であったと認識していますが、そうはいつでもお互い閑達に議論、相談のできる楽しい場所でした。他方でミーティング後の飲み会等の的場副会長の手配力には敬服しました。

任期を終えてやりたいこと

運動不足によりあちこち身体に支障を来した(膝とか肉離れとかw)のでメディカルケアとリハビリと運動とダイエット。あと仕事しないと…

1年を振り返って

副会長 菅沼 真 (50期)



とにかく密度の濃い1年でした。①全てに出席するのが困難な数の会議や各種会合、②膨大な数の稟議書、③突発的な問題への緊急対応等々、刺激的な毎日の連続でした。自分のキャパを超えていると感じたことも一度や二度ではありませんが、9時30分からの理事会の日に起きたら10時過ぎだった(!)という大失態を除けば、大過なく任期を全うできそうで、ホッと胸をなでおろしています。

これも多くの人に支えていただいたおかげです。中でも、東弁の職員の皆さんには日々お世話になり、感謝の念に堪えません。秘書課の皆さんの笑顔と気遣いは理事会を常に居心地よくしてくれましたし、局次長や私の担当の職員さんは、皆さん責任感にあふれ、至らぬ副会長を助けてくれました。自らの力不足や不甲斐なさに頭を抱えたことはありましたが、人との関係でストレスを感じる事がなかったこと、これが一番大きかったような気がしています。

…と書きましたが、この原稿を執筆しているのは1月中旬。残りの任期が2か月半ある中、難題が山積しており、

正直、1年を振り返る余裕はありませんが、3月31日に清々しい気持ちで理事者室を後にできればと願っています。

理事者室の思い出

今年の執行部は、意識してオンとオフを使い分けたので、比較的静かな理事者室だったと思います。もっとも、理事者室を出れば別で、特にマイクを握ると凄い人が。一次会の後、某副会長が某カラオケ店の赤い看板目指してそそくさと歩いていく後ろ姿は、何度見ても笑ってしまいます。

任期を終えてやりたいこと

ハードな日々を言い訳に家族をほったらかしにしていたので、穴埋めをしなければなりません。先日、妻に「GWに沖縄旅行を予約したから」と言われ、一瞬、旅行代金だけ支払うのかと不安になりましたが、私も人数に入っていたので、安心しました。

多くの支えとともにあった1年

副会長 的場 美友紀 (52期)



副会長に就任してからを振り返ると、本当に濃い時間だったと感じています。限られた1年という期間ではありましたが、日々生じる出来事について、何をどうできるのか、同じ年度に理事者を務めた仲間とともに考え、悩み、走り続けてきました。どう判断するのがよいのか迷う場面でも、率直な言葉を交わし、支え合いながら前に進めた時間は、私にとってかけがえのない経験でした。また、当会の取り組みが、多くの人に支えられて成り立っていると同時に、その1人ひとりの力によって形づくられていることを日々実感する1年でもありました。非弁提携弁護士対策本部や非弁護士取締委員会では、弁護士及び弁護士会に対する市民の信頼を維持するため、地道な対応が積み重ねられています。こうした活動を堅実に担っておられる委員の方々の存在が、弁護士自治を支える確かな力であると感じました。広報担当として関わった会員増加推進ワーキンググループ

では、委員会活動をはじめとする当会の活発な取り組みと、それを支える会員や職員の力こそが当会の大きな強みであることを改めて認識しました。それとともに、当会の魅力をいかに分かりやすく伝え、広く周知していくかについては、今後もより一層、重要な課題であると位置づけ、対策を講じていくべきであると強く思っています。さらに、国際委員会の担当として国際的なカンファレンス等に参加する中でも、当会の活動が多くの関係者の力と支えの上に成り立ち、国際的なつながりの中へも広がっている様子を目にしました。日々の業務を支えてくださった職員の皆さん、委員会活動をはじめ、様々な場面で支えてくださった会員の方々の存在は常に心強く、何度も背中を押されました。副会長としての立場は終わりますが、今後は一会員として、様々な形で弁護士会に関わっていきたいと考えています。

クライマーズ・ハイ

副会長 大森 顕 (53期)



副会長という職務はやはり激務でした。この原稿を書いている2026年1月、就任以来蓄積された心身の疲労はかなりなもので、任期満了までの2か月余り、改めて気を引き締めていかなければならないと思っていますところでは。

副会長という重い任務は、私にはあたかもエベレスト登頂という過酷な挑戦にも思われ、漸く任期満了という頂上(サミット)が近くに見えてきたものの、その前にはまだいくつもの難所があり、無事にサミットを踏めるかどうかは予断を許さない状況と言えます。

激務とはいえ、やりがいがあるということは確かで、多忙を極める毎日の中で季節が過ぎゆき、不慣れだったものが多少習熟してきたこともあって、小さな達成感を積み重ねた結果、現在、クライマーズ・ハイ(登山者の興奮状態が極限まで達し、恐怖感が麻痺してしまう状態)になっています。不用意に振り返ると反省点ばかりが思い出されそ

うで、不安や焦りに囚われて明日からの会務が滞ることがないように「前だけを見て一歩ずつ進む」こととしたいと思います。

もう一つ確かなのは、多くの方々に支えられてここまで来られたということです。心からの感謝を申し上げて、残りの任期を全うしたいと思います。

任期を終えてやりたいこと

ベストセラー作家横山秀夫さんの「クライマーズ・ハイ」(文藝春秋社)には、あるエベレストのサミッター(登頂成功者)は、頂上を踏んだ後、記念写真も撮らず、旗も立てずに、頭上を飛ぶ鳥に思いをはせていたというエピソードが書かれています。

任期が無事終わったら、私も、何にも囚われることのない鳥のようにになりたい。それが叶わないならせめて眠りたいだけ眠ってよいと言われた上で、鳥になった夢を見たい。

多くの人の真摯な活動

副会長 西川 一八 (54期)



これまで約25年間いわゆる町弁をしており、弁護士会の運営がどのように行われているかについてはきちんとした認識がありませんでした。とにかく目の前の課題にひたすら取り組んできた1年でしたが、そこで感じたことは、弁護士会は多くの人の真摯な活動によって支えられ、運営されているということです。役員はもとより、各種委員会の正副委員長をはじめとする委員の方々、弁護士会の職員の方々の尽力には驚かされました。たとえば、研修の段取りの鮮やかさ、問題点が浮かんできたときの速やかな協力など、これは弁護士会の活動に限ったことではないと思いますが、人が真摯なものごとに打ち込む姿は見る者に大きな影響を与えます。

この1年の活動は一生に一度のことで、任期を終えればまた普通の生活に戻ります。が、この経験をきちんと自分の中にとどめて、今後の活動をしたいと思っています。

理事者室の思い出

数年前までは自分には関係のない場所で、何やら怖い場所だと思っていました。が、実際には、たえず人が出入りをして、話しをして、何か(楽しいこともアクシデントも含め)が起こる、非常に活気のある場所でした。

任期を終えてやりたいこと

他の副会長の趣味に影響を受けて、映画鑑賞とカラオケの練習をしたいと思っています。思っていたより影響を受けやすいタイプのようなので。それと、北方謙三氏の「水滸伝」は読み終えましたので、続編の「楊令伝」と「岳飛伝」を読みたいです。

物価高

監事 川瀬 渡 (60期)



ここ数年、物価高が続いています。この傾向は今後しばらく継続するものと予測されており、中長期的には当会の財政への影響も懸念されるどころです。

執筆時現在、次年度の予算編成会議が行われており、人件費も上昇傾向にあるほか、各委員会からの予算要求では、物価高を理由とした増額要望も散見されるようになっていきます。

現時点で想定されている近年中の当会の大きな支出は、新たな業務システムの開発等の費用と霞ヶ関会館の30年目大規模修繕費用が挙げられますが、いずれもある程度の予測金額は算出されているものの、金額はまだ確定しておらず、今後の情勢によっては上振れする可能性も想定しておく必要があると思われます。

一方、収入面をみると、当会の最大の収入源は会費です

が、会費単価の増額が難しいとなれば、財政面においても会員数の維持増加が課題となります。また、会費以外の収入も重要で、会員からの各種の負担金や納付金、照会請求手数料等の収入が、近時の一般会計実質黒字の大きな要因となっています。もっとも、これらの収入の中には偶発的な要因によるものとみられているものもあり、今後も同水準での収入が見込めるかは不透明です。

物価高により今後支出の漸増が予測されますが、これにより当会の公益活動が目減りしていくことは避けなければなりません。必要で適切な支出を継続していくためには、安定的な収入源を確保していくことに加え、支出の抑制として、冗費の削減や、現在進められている業務システムの更新に伴う更なる業務の合理化効率化が必要ではないかと考えます。

任期終盤にあたって

監事 松下 賢一郎 (60期)



昨年4月に監事に就任して以降、理事者会、常議員会、関連各委員会その他弁護士会の様々な行事に参加する機会をいただき、就任前とは違う視点で弁護士会の活動を見ることができました。

今年度の監事の業務の中で例年と異なるものは、5年に一度実施される固定資産の実地照合調査です（西暦の末尾が0か5の年度に実施するようです）。当会の固定資産台帳に基づいて、記載されている資産が存在するか確認していく作業ですが、弁護士会館では4～7階の当会専有スペースはもちろんのこと、クレオや合同図書館などにも当会の固定資産が存在します。また、各公設事務所、各法律相談センター、多摩支部にも固定資産があり、それらを一つずつ確認して記録するとともに確認済のラベルを貼っていくことになります。実際の準備や現場作業について

は財務課の担当職員の方のご尽力に負うところが大きく、私たち監事はその計画に沿って確認していくという進め方でしたが、数が大変多く、9月～11月に計10日ほどかけて実施しました。ときには台帳にある資産がなかなか見つからないということもあり、職員の方の記憶を頼りに探したり、経緯に照らして除却の扱いにしたりしました。時間のかかる作業でしたが一通り終わることができ、ひとまず安堵したというところです。

この原稿を書いているのは2026年1月ですが、これから次年度予算の策定があり（現在まさに予算編成会議を何回も実施しているところです）、また、その後は監事の重要な責務である監事意見書の提出が控えています。任期も残り少なくなりましたが、一年間の貴重な経験に感謝するとともに、最後まで職務を全うできるよう尽力したいと思います。

最高裁判所見学会～広報委員会市民交流部会の活動報告～

広報委員会 副委員長・市民交流部会 部会長 沖 陽介 (65期)

- 1 広報委員会市民交流部会では、司法を身近に感じていただくことを目的に、毎年、一般市民の方々を30名募集し、裁判所、検察庁、刑務所等の司法関連施設の見学会を行い、弁護士と市民との交流を通じて広報活動を実施しています。
- 2 2025年10月22日に最高裁判所の見学会を行いました。この企画は市民メンバーの関心が特に高く、19名の市民メンバー及び7名の広報委員会委員、事務局職員の総勢27名が参加しました。当日は、最高裁判所の職員の方々に、大ホール、大法廷、図書館、小法廷などをご案内いただいた後、当会ご出身の高須順一判事との懇談会を行いました。
- 3 今年は図書館の見学が特に充実していました。例年は、入口近くのスペースで、図書館の概要説明を受け、聖徳太子を題材とする3枚の絵画などの展示物をご紹介いただき、近くの書籍棚を見学して回るのですが、今年はさらに図書館の奥のほうまでご案内いただき、古い書籍を保管している部屋を見学しました。本を手にとってよいとのことでしたので、たまたま目に留まった法令集を広げると、明治時代のものであったと思いますが、紙は茶色くなっているものの字はハッキリと読み取ることができました。最高裁判所庁舎の中という特別な場所であったということもあり、当時の法律家がこの本をまとめ、その内容が現代の法律に反映されている、私が普段扱っている法律がそのような歴史の積み重ねの産物なのだと思うと身が引き締まりました。
- 4 その後は第二小法廷における高須判事との懇談会です。高須判事は、大小合わせて20問以上もあった事前質問リストにあらかじめ目を通し、最高裁判所の仕事の内容、やりがい、判事になるまでの経歴や弁護士時代の仕事との違いなどのほか、最高裁判所の組織や運営の話、国民審査や裁判員制度などについて分かりやすくお話しいただき、市民メンバーのお子さんからの読書に関する質問にも丁寧に答え



てくださいました。個人的には、多くの難しい事件を抱えながら時間をかけて検討することを惜しまない高須判事の仕事に対する熱意が特に印象的でした。質問時間が終わってからは市民メンバーが次々に高須判事に話しかけに行き、それにも一人一人丁寧にご対応いただき、最後に法廷の壇上で高須判事を囲んで写真撮影する機会も頂戴しました。最高裁判事として重みのある話を、その温厚なお人柄で、和やかで接しやすい空気を作ってお話しくださいました。

- 5 高須判事及び最高裁判所の職員の方々におかれましては、本企画の実現に多大なご協力をいただき、この場を借りてあらためて御礼申し上げます。参加した全ての市民メンバーから非常に貴重な経験になったという感想をいただいています。
- 6 弁護士のイメージアップを図る活動は様々なところで行われていますが、一般市民の中には、弁護士は堅くて相談しにくいというイメージがいまだに残っています。このようなイメージを変えていく活動を弁護士会が今後も続けていく必要があると私は考えます。市民交流部会は、月に一度程度のペースで活動しています。ご興味がありましたらぜひ当部会にご参加いただければ幸いです。

2025年度 外国人支援団体との交流会

外国人の権利に関する委員会

委員 林 純子 (68期) 委員 高橋 尚美 (76期)

研修員 古賀 玖美 (77期) 研修員 高橋 理紗 (77期)

1 外国人支援団体との交流会の実施

2025年12月5日に、当会外国人の権利に関する委員会主催の外国人支援団体との交流会が開催された。全体講演会では、一般社団法人レガートおおたの代表理事である石井さわ子氏が登壇し、外国人支援における伴走型支援をテーマに基調講演を行った。その後、参加者は3つの分科会に分かれ、外国人を取り巻く最新のテーマについて議論を交わした。



石井さわ子氏

集まって設立したのがレガートおおたである。名称の「レガート」には、地域をなめらかに結ぶとの願いが込められている。

現在、大田区には約3万人超の外国籍住民が暮らしており、国籍も多様だ。石井氏は、彼らの課題は言語のみならず、在留資格や差別・孤立などの構造的・心理的要因が複雑に絡み合っていると指摘する。

レガートおおたの支援の柱は、「断らない」伴走型支援にある。単なる情報提供に留まらず、行政の窓口や法律事務所にまで相談員が同行し、直接当事者を支える。オンライン相談ではSNSを柔軟に活用し、電話を持たない層の心理的障壁も下げている。相談内容は労働問題が最も多いが、医療、子育て、DV被害、高齢化に伴う孤立など多岐にわたっており、最近では精神疾患を抱えるケースや各種手続きのオンライン化から取り残される「情報弱者」の問題も顕在化しているという。

弁護士との連携では、相談員による事前の聞き取りを重視する。背景事情を整理・共有することで限られた相談時間を有効活用し、相談後も助言の実行を支え続けるフォローアップを欠かさない。

石井氏は、「断らない」とは当事者の全ての要望を叶えることではなく、対話を通じて共に道を探る姿勢だと語った。相談者を単なる支援対象ではなく、専門機関をつなぐ「紐帯」と捉え、多職種が連携して支える仕組みを作ることこそが、外国人が日本社会で孤立しない未来に繋がると締めくくった。

2 全体講演会

「断らない支援がつなく未来

—外国人支援における伴走型支援の実践—

(高橋 尚美 委員)

全体講演会では、石井氏が、同団体の歩みと外国人支援の在り方について語った。

レガートおおたの原点は、1980年代後半に大田区の町工場で働く外国人労働者が直面した過酷な状況にある。当時、労災事故に遭ったために解雇され、困窮する外国人が相次いだことを受け、有志によって、1992年、前身となる「OCNet (外国人とともに生きる大田・市民ネットワーク)」が設立された。その後、大田区の多文化共生推進事業の流れを受け、2010年に複数の国際交流団体が

3 第1分科会 「強制送還について」

(高橋 理紗 研修員)

入管収容PTの第1分科会では、テーマとして「強制送還」を取り扱った。

冒頭、眞鍋耕太委員より、退去強制令書の執行が間近に迫ったことが分かった場合に弁護士として取りうる手段につき解説がなされた。具体的には、本人が在留を希望している場合には、退去強制令書発付処分取消請求訴訟の提起及び執行停止の申立てを行うことに加え、従来の再審情願にあたるものとして法務大臣に在留特別許可をするよう職権発動を求めることもありうること、本人が帰国を希望している場合には実務上大半が自費出国していることなどが説明された。

その後、支援団体側から、子と母親を日本に残したまま父だけが強制送還され家族が分断されてしまう、ある日突然収容されそのまま支援者や家族と連絡が取れないまま身一つで強制送還されるといった現状が報告され、支援団体としてどのように対応するのか、そもそも支援者の立場で何ができるのかわからず困惑しているとの声が多く聞かれた。

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」(いわゆるゼロプラン)が公表されて以降、深刻化する退去強制の状況に対応するため、弁護士間の情報共有を活性化させるとともに、支援団体に対しても正しい情報を提供する機会が求められているように思う。

4 第2分科会 「排外主義の広がりについて (SNS・政治家の言動)」

(古賀 玖美 研修員)

人種差別撤廃PTの第2分科会では、まず、田中淳委員が、SNSでのフェイクニュースの広がりや排外主義的な外国人政策が支持を集める原因、それらがもたらす影響な

どについて報告を行った。その後、支援団体側と排外主義の広がりについて意見交換を行った。話を聞いていて印象に残ったのは、フェイクニュースのもたらす被害の深刻さである。ある支援団体では、外国人支援を行っている支援者に向けたファクトチェックのイベントを行う予定であるとのことであった。フェイクニュースの蔓延により何が真実で何が嘘なのか分からなくなってしまい、支援者も不安に陥っているという。「難民・移民フェス」(物販やワークショップを通して難民・移民と交流するイベント)の実行委員からは、フェイクニュースにより在りもしない「外国人」像が作り上げられている。今こそ、人と人との触れ合いによる「接触による好感情」を持つことが大切であるとお話があった。

5 第3分科会 「外国にルーツのある子と教育について」

(林 純子 委員)

子どもPTの第3分科会では、外国にルーツを持つ子どもたちが教育の場面で直面する問題やその対処方法などについて意見交換が行われた。参加者は少人数のグループに分かれ、支援現場で目にする問題や実践事例を共有し、それらを①人権侵害への介入、②学校・教師に対する啓蒙・研修、③子どもへのサポートの3つに分類して議論した。

具体的な事例として、①では、家庭内暴力が文化として受容されている状況への慎重な対応、②では、日本生まれ日本育ちの子どもが留学生扱いされる問題や、日本語が苦手な子どもの安易な支援学級配置、家族の通訳を担う子ども(ヤングケアラー)の欠席が出席日数に影響する問題、③では、外国にルーツを持つ子どもたちのコミュニティが精神的な支えになる場合があることなどが共有された。

この分科会を通して、外国にルーツを持つ子どもたちへの適切な支援には、弁護士と支援者が両輪として協働することの重要性が再確認された。

News & Topics

2026年度 東弁役員等選挙 次期会長は石原 修会員

2026年度東弁会長、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員の選挙が1月22日に公示されたが、いずれも定員以内の立候補に留まったため、予定していた不在者投票及び投票は行われなかった。

当選者は、会規により2月6日（金）午後4時の経過と同時に確定し、確定後、役員当選者の当選証書交付式が6階来賓室で行われた。



2026年度新執行部

東弁役員選挙結果

■会長選挙 当選者（無投票）

石原 修（39期）

■副会長選挙 当選者（無投票・立候補届出順）

鈴木 剛（53期）

谷原 誠（46期）

氏原 隆弘（53期）

栢割 秀和（52期）

米田 龍玄（58期）

菊地 真治（55期）

■監事選挙 当選者（無投票・立候補届出順）

西田 穰（57期）

川原 奈緒子（63期）

※常議員、日弁連代議員名簿はLIBRA4月号に掲載予定

べんたらーの
LINEスタンプ

販売中

くわしくはこちら



好評につき、LINEスタンプ第1弾に続き、第2弾ができました！
バラエティ豊かな全32種類が追加されています。是非ご利用ください。

*問い合わせ先：広報課 TEL 03-3581-2251

札幌刑務所・札幌刑務支所・ 札幌拘置支所見学記

刑事法対策特別委員会 委員長 神谷 竜光 (67期)



2025年11月4日、札幌刑務所・札幌刑務支所・札幌拘置支所の見学と、北海道大学病院附属司法精神医療センターの見学を実施した。本稿は、この内の前者の見学記であり、後者についてはLIBRA2026年4月号に掲載予定である。

1 札幌刑務支所について

女子被収容者を収容しており、見学当日は205名の既決・未決者が収容されているとのことであった。

また本支所には女子依存症回復支援センターが併設されている。被収容者の罪名別では、覚せい剤と窃盗が全体の4分の3を占め、また被収容者の高齢化が進んでおり、被収容者の平均年齢は約53歳であった。

ユニークな刑務作業としては、いちごのビニールハウス栽培があった。出所後の就労支援との関係では、「身だしなみ講座」が被収容者に好評とのことであった。

同支所の内部は、光が取り入れられてかなり明るい印象を受けた。受刑者の居住棟は、基本的に一人一部屋で、部屋にトイレがないため、単独房は広く感じられた。各房では、夜間でも施錠はしないということであった。

2 札幌拘置支所について

見学当日の被収容者は未決122名、既決44名とのことであった。本支所の収容人員は、2009年をピークに、その後下がっていたが、2021年以降、若干増加しているとのことである。

被収容者の出廷件数は、本年度は、見学日迄で1306件とのこと、以前に比べると増加している。遠い裁判所支部も多く、例えば札幌地裁浦河支部に出廷する場合には開廷の4時間半前には出発準備をする必要があり、また冬季は路面凍結から5時間前には出発する場合すらあるそうだ。小樽、苫小牧や室蘭といった比較的近隣の支部でも、1時間半～2時間半前のお出発が必要となるそうである。

同支所は、札幌刑務支所とは対照的に、内部は暗く、重い雰囲気であった。現在もある電話面会室については、弁護士であればデジタル面会ができるよう準備をしているということであった。

3 札幌刑務所について

同所は空から俯瞰すると「蟹」の形状をしている。受刑者は減少傾向で、見学当日は776名であった（収容率30.9%）。このため全員を単独室に入れているそうだ。受刑者はB指標（10年未満の累犯者）が主で、受刑者の罪名は窃盗と覚せい剤が7割となっている。受刑者にはF指標（外国人受刑者）の無期受刑者もあり、見学当日での受刑者の平均年齢は52歳2か月で、最高齢は88歳9か月とのことであった。

このほか、拘禁刑への改正に伴い、特性に応じた処遇を行うようにしているとのこと、モデル事業（IPPO）として、精神障害のある受刑者に対し、出所前1年程かけて、多職種連携のもと、疾病教育を行い、同受刑者の自尊心や社会参加への意欲向上を目指しているそうである。

同所では、依存症の回復過程にて、マナー講師を招聘する等の対話実践を取り入れた職業訓練を行っているとのことであった。革製品の作業や、野菜作りの作業もあるという。

4 質疑応答（概略）

懲役・禁固刑から拘禁刑に統合された法改正により、機能向上作業に作業報奨金が出るのかという問題が生じた。しかし、出ないとすると、受刑者の更生資金にも影響がでかねないため、できるだけ作業報奨金が支払われるような対応をとっているそうである。

外国人被収容者に対しては、ポケトークを使って双方向の翻訳をすることで、意思疎通を図っており、上手く機能しているそうである。

拘禁刑下での懲罰の運用は、旧法下と変わらないものの、できるだけ受刑者の特性に応じた対応をすることとしており、反則行為を懲罰にするかについても、慎重に検討しているそうである。

5 さいごに

駆け足で三施設を見学したが、それぞれの施設の特徴が出ていた。特に札幌刑務支所では、明るい雰囲気の中での処遇がされており、拘禁刑改正と相まって、そのような処遇態様が広がればよいと感じた。



第37回 刑務所による作業報奨金の使用制限について

人権擁護委員会 委員 平塚 有祐 (65期)

1 事案の概要

申立人は、相手方刑務所にて服役する中国国籍の男性である。

申立人は、①国会議員等に信書を発信するための郵券購入費用として、②中国で暮らす実母への資金援助として、③薬用歯磨き粉の購入費用として、作業報奨金の使用を出願したが、相手方はいずれも認めなかった。相手方の当該判断について、申立人が人権救済申立を行ったのが本事案である。

本事案について、相手方からは以下の回答を受けた。

- 申立人が信書を発信する目的は、相手方等が信書に細工をするなどして申立人を貶めてくるため、対抗策として保険付き郵便等の方法で発信する必要があるという荒唐無稽なものであり、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「処遇法」という）98条4項が定める使用目的の相当性が認められなかった（①）。
- 願箋の記載のみでは、申立人の実母が困窮しているか判然としなかったことから、更なる疎明を求めた（②）。
- 願箋の記載のみでは、薬用歯磨き粉の使用が医療上必要であるか判然としなかったことから、まずは診察を申し出るように告知した（③）。

2 作業報奨金について

作業報奨金は、刑務作業を実施した受刑者に支給され、法務省によると1月当たりの平均支給計算額は約4,537円とされている（令和4年度）。

作業報奨金は釈放時の支給が原則と定められている一方で（処遇法98条1項）、使用目的の相当性が認められる場合は釈放前でも支給出来ると定められている（同条4項）。

そのため、本事案を判断する上では、釈放前における作業報奨金の権利性を検討する必要がある。

3 当委員会の判断と処理結果

刑務作業を実施した受刑者には必ず作業報奨金が支給されることから報酬的性格が強いこと、国連被拘禁者処遇最低基準規則では「受刑者の作業については、適切な報酬制度がなければならない。」「受刑者は、自己の収入の少なくとも一部を、自己用途に認められている物品の購入に使用し、一部を家族に送付出来なければならない。」と定められていること、釈放前に作業報奨金を使用して日用品等を購入することは経済生活の訓練として有意義であり、作業報奨金を親族の生計の援助や被害者への損害賠償等に使用することは改善更生や社会復帰の促進という観点から望ましいことなどを踏まえ、釈放前に作業報奨金の支給を受ける権利は、憲法29条1項の趣旨に照らして一定の権利性が認められるべきと判断した。

そして、使用目的の相当性の判断は、使用の対象や数量等から客観的になされるべきであり、相当性が認められる場合には、当該受刑者の報奨金計算額の2分の1を越えない限りはその全額が支給されるべきと解釈した。

前記の法解釈に基づけば、申立人の出願はいずれも認められるべき状況にあったことから、相手方の処遇は申立人の人権を侵害するものと判断し、勧告相当の事案であると結論付け、2024年3月28日に持参執行を行った。

4 おわりに

2025年6月1日から拘禁刑が施行されたことで、受刑者による刑務作業の態様や、受刑者に対する作業報奨金の支給内容が変容する可能性がある。

このような過渡期にあることを踏まえ、本事案を紹介する次第である。

2025(令和7)年12月1日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「成年後見制度の見直しとより使いやすい制度とするために」について

東京家庭裁判所委員会委員・会員 村田 智子 (48期)

令和7年12月1日、「成年後見制度の見直しとより使いやすい制度とするために」というテーマで、東京家庭裁判所委員会が開催されました。

1 裁判所からの報告

(1) 成年後見制度の概要等についての説明

成年後見制度の概要、後見人の職務等について説明がなされました。制度設立当時は親族申立てが約8割でしたが、現在は5割を切るようになり、代わりに市区町村や本人申立てが増えているとのことでした。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画について

令和4年から第二期計画が実施されていますが、制度の見直し、運用の改善に力点がおかれているとのことでした。

(3) 東京家庭裁判所の体制について

裁判官4名、書記官・事務官・調査官合計約70名で担当しているとのことでした。

管理継続中事件数は、令和6年末現在、立川支部を含めて約2万8500件で（全国の約11%）、財産多額・紛争事案も多いため、専門職団体との協議を重ねているとのことでした。

(4) 東京家庭裁判所の後見センターの取組

① 市民後見人の関与拡大

専門職の関与を必要とするような課題がない事案等について、各自治体で要請された市民後見人を選任する等の取組です。ただし、案件が限られており、あまり活用されていない等の問題があるとのことでした。

② 法人後見の活用

組織的対応が必要な事案について、社協や一般社団法人等を後見人に選任する取組です。ただし、市民後見人と比較して育成・支援体制が途上であり、社協以外の法人の受任地域に偏りが生じているとのことでした。

③ 行政・福祉との連携・ネットワークの強化

都下の区市町村が62あり、自治体毎に連携するのは難しいため、都や都社協が主催する協議会・各種会議等に裁判所が参加することが望ましいとのことでした。

(5) 成年後見制度の改正について

以下の点について説明がありました。

- ① 現在の制度は判断能力が回復しない限り利用をやめることができないという問題があるため「やめられる後見」の検討
- ② 現在の制度では後見人には包括的な取消権等があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合があることから、「本人の同意や必要な範囲での権限の付与」の検討
- ③ 現在の制度では本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現しづらいことから「適切な交代」の検討

2 意見交換

(1) 市民後見人について

市民後見人の選任数、選任方法、選任される場面等について質問がなされました。選任数は数十名程度、選任方法は裁判所の名簿から選ぶのではなく地域の社協に声掛けをして選んでもらうという方法である、選任される場面については、被後見人と同じ地域に居住している方であるため身上監護に適していると思われる、とのことでした。成年後見制度が改正された場合に市民後見人等が増えるかどうかについては、今は何とも言えないとのことでした。

(2) 行政等との連携について

裁判所より、行政等との連携として特に重要な点として、後見人の報酬助成の制度の有無や内容についての情報共有（自治体によって異なるため）が挙げられました。

また、行政等から裁判所に後見人の監督を期待されることがあるが、期待に応えられないところもあるというお話もありました。

3 次回のテーマは「職員のエンゲージメント（組織への貢献意欲）を高めるための取組について」となりました。令和8年7月か8月に開催予定とのことでした。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207

憲法訴訟のいま

第10回 第三次選択的夫婦別姓訴訟

—国際人権条約及び婚姻後の氏の保持に関する国際的動向—

選択的夫婦別姓訴訟弁護団・会員 橘高 真佐美 (62期)

第1 はじめに

第三次選択的夫婦別姓訴訟*1では、現行の夫婦同氏制が憲法だけでなく女性差別撤廃条約及び自由権規約に違反すること、そして憲法は婚姻後の氏の保持に関する国際的動向も踏まえて解釈されるべきことを主張している。以下に、これらの点に関する弁護団の主張を紹介する。

第2 女性差別撤廃条約違反

女性差別撤廃条約は、1985年、日本について発効した。同条約は女性が実質的に差別されない権利を保障している。女性差別撤廃委員会が採択した「婚姻及び家族関係における平等に関する一般勧告21」では、婚姻の際の氏の選択についても、法もしくは慣習により、婚姻もしくはその解消に際して自己の姓の変更を強制される場合には、女性が「自己の姓を選択する権利」を否定されていることになることを明確にしている。そして、同委員会は、日本政府に対し、夫婦同氏制を定める民法の規定が差別的であるとして、2003年、2009年、2016年、2024年と、すでに20年以上も前から4度にわたり是正を求める勧告を出している。

第3 自由権規約違反

自由権規約は、1979年、日本について発効した。自由権規約は、私生活及び家族に対する恣意的な干渉を禁止し、婚姻に係る配偶者の権利の平等を保障し、配偶者間の差別を禁止している。

自由権規約委員会が採択した一般的意見19において、「各配偶者が自己の婚姻前の姓の使用を保持する権利又は平等の基礎において新しい姓の選択に参加

する権利は、保障されるべきである」と述べている。自由権規約委員会も、2022年、日本政府に対し、夫婦同氏制が差別的であるとして、是正を求める勧告を出している。

第4 世界の中で取り残された日本の夫婦同氏制

平成27年大法廷判決*2は、「婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係について全体の規律を見据えた総合的な判断によって定められるべきもの」と述べた。

確かに、氏は社会や文化と深く関わるものであって、婚姻と氏に関する制度は各国、様々である。しかし、かつて夫婦同氏しかなかった国々でも、夫婦同氏の強制が女性差別となるという認識や、氏は個人のアイデンティティの重要な要素であり自己決定が認められるべきであるという認識が広がる中で、氏の伝統的・習慣的な扱いが人権の観点から見直され、個人が婚姻後の氏を選択できるように制度が改められていった。

婚姻後の氏を選択できるということは、婚姻をした後も自己の婚姻前の氏を保持するか、他方の配偶者の氏や結合氏を共通の夫婦の氏として採用するかについて、他者の意思によらず、また、他方の配偶者の同意がなくとも、自己の意思に基づき選択できることを意味する。また、婚姻後の氏を選択する権利は、どちらの配偶者にも保障されていなければならない。日本の現在の夫婦同氏制のように、婚姻するためには配偶者の一方が婚姻前の氏の使用を諦めるしかないという制度では、婚姻前の氏を選択するためには配偶者の同意が必要となり、自己の意思のみに基づいて婚姻後の氏を選択することができないから、どちらの配偶

* 1 : 寺原真希子「第三次選択的夫婦別姓訴訟の主張概要と提訴に至る経緯」(LIBRA2024年7・8月合併号34、35頁)
https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_0708/P34-35.pdf

* 2 : 最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集第69巻8号2586頁

者も自己の意思に基づいて婚姻後の氏を選択できる制度とはいえない。

夫婦同氏制は日本の文化でも伝統でもない*3。日本でも既に30年以上前から夫婦同氏制の問題点が認識され*4、1996年には法制審議会が選択的夫婦別氏制の導入を提言した。しかし、いまだに、選択的夫婦別氏制は導入されていない。人権を保障するために氏の制度を見直すという世界的な流れから取り残され、夫婦同氏を法的に強制する国は、もはや日本だけとなってしまった*5。女性差別撤廃委員会及び自由権規約委員会からの度重なる民法改正の勧告を受けても、なお、選択的夫婦別氏制度を導入していないことは国際的に恥ずべき事態である。

第5 世界各国での婚姻と氏に関する調査

上記のような問題意識から、弁護団では、百数十カ国を超える世界各国の法制度や国際人権条約、諸外国において夫婦別氏が法的に可能となった経緯などを調査した*6。

各国では、婚姻と氏に関する制度の見直しにあたり、司法が大きな役割を果たしている。アメリカでは複数の州最高裁判所での判断を経て、1970年代にはすでに女性が婚姻後も婚姻前の氏を自由に使えることがすでに慣習法として確立した。ドイツでは、氏に関する夫婦の合意がない場合には夫の出生氏が夫婦の氏となるとする民法の規定を違憲とする憲法裁判所の判断がされ、1993年から氏に関する配偶者間の同意なしに婚姻が可能となった。スイスでは、夫が妻の氏を家族の氏として選び、自己の氏を妻の氏の前につなげた結合氏にすることを認めない民法が欧州

人権条約の私生活及び家族生活の尊重の権利（8条）とともに、差別の禁止（14条）に違反すると判断され、民法が改正された。タイでは、夫の氏を名乗ることを義務付ける氏名法12条について、女性差別撤廃委員会が改正を勧告し、その後、タイ王国憲法裁判所が憲法違反とし、2005年に法改正がなされた。トルコでは、婚姻により妻が夫の氏に変更する同氏制度について、欧州人権裁判所による欧州人権条約8条及び14条違反の認定がされた後、トルコ破棄院でも憲法違反と判断され、別氏による婚姻が可能となった。

紙幅の都合で、それぞれの判断の詳細を紹介することはできないが、夫婦共通の氏の義務付けにより家族の一体性を維持するという規制の目的に一定の合理性があるとしても、共通の氏が家族の一体性を維持するための唯一の手段というわけではなく、氏の選択を許さないという規制はもはや正当化することができないという判断は国際的に定着している。

第6 結語

氏に関する自己決定権を尊重し、氏の選択に関する平等を実現するためには、差別を固定化させ、氏の変更を事実上強制するような慣習や制度を見直さなければならない。差別禁止や個人の尊重は、普遍的な人権であり、日本の憲法の理念にも共通するものである。また、日本は自由権規約や女性差別撤廃条約に批准しており、憲法98条2項により条約遵守義務を負っている。もはや、日本において、婚姻後に氏を保持する選択がないことは、国際的にも看過できる状況ではない。

* 3：1996（平成8）年5月16日夫婦別姓選択制に賛成する人類学者有志の会「日本文化の多様性と家族の多様性を尊重しましょう！—私たちは、夫婦別姓の導入に賛成します—」

* 4：ジュリスト1050号229頁

* 5：平成27年10月6日付け参議院議員糸数慶子提出の選択的夫婦別姓に関する質問に対する内閣総理大臣安倍晋三の答弁書

* 6：初期の調査対象は百数十カ国あったが、十分な根拠が確認できない国を外し、最終的には95カ国を報告書に記載した。報告書の作成にあたっては、ニューヨーク州弁護士池田クラリスさん（公共訴訟の専門家集団LEDGE所属）が主導的な役割を果たしてくれた。この報告書は、call4のウェブサイトの訴訟記録に「甲A233_婚姻に伴う氏の変動に関する諸外国の法制度の調査報告書」として掲載している。

法律家のための税法知識

第10回 固定資産税賦課期日に未登記の新築家屋につき、賦課決定処分時までに賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者に対し固定資産税が課税された事例
最高裁平成26年9月25日判決(民集68巻7号722頁)

税務特別委員会 委員 菅原 万里子 (46期)

1 事案の概要 ― 時系列

平成21年12月7日、被上告人(以下「X」という)は、Y市内において、建物(以下「本件家屋」という)を新築し、その所有権を取得した。平成22年1月1日(賦課期日)の時点では、本件家屋は未登記であり、家屋補充課税台帳にも登録されていなかった。平成22年10月8日、本件家屋につき、所有者をXとして、登記原因を「平成21年12月7日新築」とする表題登記がされた。平成22年12月1日、Y市長は、本件家屋につき、平成22年度の家屋課税台帳に、所有者をX、建築年月を平成21年12月などの所要の事項の登録をした。平成22年12月1日、Y市長は、Xに対し、本件家屋に係る平成22年度の固定資産税等の賦課決定処分(以下「本件処分」という)をした。

本件処分について、Xは、同年度の賦課期日である平成22年1月1日の時点において登記簿又は家屋補充課税台帳に上記家屋の所有者として登記又は登録されていなかったから、本件家屋に係る同年度の固定資産税等の納税義務者ではなく、本件処分は違法であると主張して、Y市を相手に、その取消しを求めた。

2 争点

賦課期日(毎年1月1日)の時点において登記簿又は補充課税台帳に登記又は登録されていない場合において賦課決定処分時までに賦課決定日現在の所有者として登記又は登録された者が当該賦課決定期日に係る年度の固定資産税の納税義務を負うか否か。

3 下級審判決

第1審判決(さいたま地判平24.1.25裁判所ウェブサイト)は、賦課期日現在において存在する新築家

屋については、賦課決定処分時に賦課期日における所有者として登記又は登録されていれば足りるとして、Xの請求を棄却した。

控訴審判決(東京高判平24.9.20裁判所ウェブサイト)は、法343条1項及び2項前段における家屋の「所有者」とは、当該家屋について登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうとされており、その要件の充足の有無は、賦課期日において判断されるべきものであるから、賦課期日の時点において登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されていない限り、家屋の「所有者」として固定資産税の納税義務を負うものではないとして、Xの請求を認容した。

4 本判決の判旨

土地又は家屋につき、賦課期日の時点において登記簿又は補充課税台帳に登記又は登録がされていない場合において、賦課決定処分時までに賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者は、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負うと判示し、Xを納税義務者として本件家屋に係る平成22年度の固定資産税等を賦課した本件処分は適法であるとして、Xの請求を棄却した。

5 解説

(1) 固定資産税課税の仕組み

固定資産税は、土地、家屋および償却資産(以下「固定資産」という。地方税法(以下「地稅」という)341条1号)の資産価値に着目し、その所有という事実により担税力を認めて課する一種の財産税であり、固定資産の所在する市町村によって課される市町村税である(地稅342条1項)(東京都のうち特別区は都によって課税。地稅734条1項・736条1項)。固定

資産は、市町村に設置される固定資産評価員の实地調査の結果に基づいて評価が行われ（地稅408条、409条）、市町村によってその価格等が決定され、土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳から成る固定資産税課税台帳に登録される。なお、補充課税台帳とは、法務局（登記所）に登録されていない土地や家屋で固定資産税を課税できるものについて、必要な事項（所在・地番・地積等の事項、所有者の住所及び氏名又は名称、及び基準年度の価格又は比準価格等）を登録した台帳である（地稅341条11号、13号）。

(2) 固定資産税の納税義務者

地方税法上、固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者とされており（地稅343条1項）、その所有者とは、賦課期日（毎年1月1日。359条）現在において登記簿又は土地もしくは家屋補充課税台帳（償却資産の場合には償却資産課税台帳）に所有者として登記又は登録されている名義人（名義人が賦課期日前に死亡しているときは、現実の所有者）と定められている（地稅343条2項、3項）。このように、固定資産税は、固定資産課税台帳に登録された価格等を課税標準とし、原則として固定資産課税台帳に登録された所有者に課される（台帳課税主義）。

そして、土地又は家屋について、賦課期日の時点において登記簿又は補充課税台帳に登録又は登録がされている者は、賦課期日の時点の真の所有者でなくても、また、賦課期日後賦課決定処分時までにその所有権を他に移転したとしても、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負うと解されている（最大判昭30.3.23民集9巻3号336頁、最判昭47.1.25民集26巻1号1頁）。また、登記・登録された所有者が真の所有者でなく、その者に固定資産税が課税された場合の調整については、当該固

定資産税を納付した者は、真の所有者に対し、納付税額に相当する額の不当利得返還請求をすることができる（最判昭47.1.25）。

(3) 本判決の判断

本判決は、地方税法343条2項の趣旨を「土地、家屋及び償却資産という極めて大量に存在する課税物件について、市町村等がその真の所有者を逐一正確に把握することは事実上困難であるため、法は、課税上の技術的考慮から、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（括弧書略）に所有者として登記又は登録されている者を固定資産税の納税義務者として、その者に課税する方式を採用」しているとし、「その登記又は登録がされるべき時期につき特に定めを置いていないことからすれば、その登記又は登録は、賦課期日の時点において具備されていることを要するものではない」とした。そして、補充課税台帳制度、建物表題登記の申請等をしなかったことによる固定資産税の不足税額の追徴、償却資産に対する課税の諸規定や諸制度との整合性を指摘して、「土地又は家屋につき、賦課期日の時点において登記簿又は補充課税台帳に登録又は登録がされていない場合において、賦課決定処分時までに賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者は、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負う」とした。

(4) 本判決は、土地・建物につき、賦課期日時点において未登記又は補充課税台帳に未登録であっても、賦課決定処分時までに賦課期日現在の所有者として登記又は登録されている者は、当該賦課期日に係る年度における固定資産税の納税義務を負うことを明確にした最高裁判決であった。固定資産税の納税者の判定につき、最判昭47.1.25と共に参考になる。



弁護士会の国際活動

第5回 LAWASIAハノイ大会参加報告 IBAトロント年次大会参加報告



LAWASIA ハノイ大会参加報告 — 当会の国際連携強化に向けて

国際委員会 幹事 齋藤 輝夫 (44期)

2025年10月11日から13日まで、ベトナム・ハノイにて38回LAWASIA年次大会が開催され、当会からは的場美友紀副会長、津村佳奈国際委員会副委員長及び筆者（同幹事）の3名が参加した。LAWASIA（The Law Association for Asia and the Pacific）は、アジア太平洋地域の法曹をつなぐ国際的ネットワークで、法の支配、人権擁護、司法アクセスの向上等を目的として1966年に設立され、各国弁護士会や個人会員から広く支持を得ている団体である。

日本からは当会のほか、日本弁護士連合会（副会長ほか囑託2名）、第一東京弁護士会（副会長）、第二東京弁護士会（副会長）、福岡県弁護士会（会長ほか）などが出席し、日本の存在感が示された。初日の午前にはロッテホテルにて評議会年次会議（Annual Council Meeting）が開催され、会長・事務総長報告、財務報告、新規加盟団体の審議、会則改訂、フィジーやネパールの現地法曹に関する懸念、年間声明の確認、役員選挙などが行われた。当会、一弁、二弁、福岡の参加者は鈴木五十三LAWASIA元会長のご配慮で傍聴し、全員が簡単に自己紹介する機会を得た。

午後からは本大会のプログラムが始まり、ダイバーシティ、裁判所の役割、ICC（国際刑事裁判所）の重要性を扱う3つのプレナリーセッションが続いた。2日目以降は同時時間帯に複数の分科会が並行し、ADR、環境法、データ保護、競争法、国際通商、憲法、金融、人身取引、エネルギーなど、地域が直面する幅広い課題が議論された。最終日には法律事務所経営、女性弁護士、家族法、知財など実務的テーマも取り上げられ、夕刻のパネルディスカッションでは



「法の支配が脅かされる時代における国際会議の役割」が議論された。日本からの若手弁護士も多数スピーカーとして登壇し活躍した。

今回の大会は、2018年に友好協定を締結しながら交流の進んでいなかったベトナム弁護士連合会との関係強化にも絶好の機会となった。12日朝には同連合会会長のDo Ngoc Thinh氏ほか幹部と面談し、両会の友好深化に向けた意向を共有した。当会から共同セミナーの可能性などを提案し、同連合会からは伝統版画を贈呈され、当会からも赤富士の風呂敷とべんとうらのぬいぐるみを贈った。

また、大韓弁護士協会（Korean Bar Association）主催の“Korean Night Reception”にも招待され、副会長を含む韓国側幹部やソウル弁護士会会長らと意見交換を行った。同会とは当会会長から関係構築を進めるよう方針が示されており、今回の交流は来年度のソウル大会に向けても重要な一歩となった。

本大会への参加を通じ、アジアに共通する法的課題への知見を深めつつ、各国の法曹との交流を通じて当会のプレゼンス向上にも寄与できたものと思われる。来年度のソウル大会にも理事者や国際委員会委員が積極的に参加し、国際連携の一層の発展に繋げていきたい。



IBA トロント年次大会参加報告

国際委員会 委員 浅田 一樹 (73 期)

1. 2025年11月2日～11月7日、カナダのトロントにおいてIBA（国際法曹協会）の年次大会が開催された。私は、当会の国際委員会の一員として同大会に参加してきたので、その概要と現地での立ち回り方のコツを、実体験を交えながら報告する。

2. 国際会議では、朝～夕まで様々なテーマを題材とした勉強会（セッション）が開かれる。参加者は、興味のある分野のセッションを聴きに行き、時には登壇者に質問をぶつけて議論を交わしたりしながら、理解を深めていく。

国際会議の規模は大小様々だが、今回私が参加したIBAは世界的にも最大規模の法曹団体である。今回のトロント大会は、世界中から5～6,000人ほどの法曹関係者が集まった。

「勉強会」と言うとお堅いイメージを持たれるかもしれないが、個人的にはあまり難しく考える必要はないものとする。セッションを最初から最後までじっと座って聴講している参加者はどちらかと言えば少数派である（録音しながら熱心にメモを取り続けている参加者ももちろん一定数いる）。私が今回参加したセッションにも、モデレーター（司会）を務めるベテラン英国紳士弁護士の老練な進行に場内が大盛り上がりとなり、スタンダップコメディの会場ようになったものがあった。終いには、私の隣に座っていたナイジェリア弁護士がインスタライブを始め、私も画面の向こうのリスナー達となぜか交流することになる等、二度とない経験となった。国際会議では、こういった海外特有のノリを味わうことも多くあり刺激を貰える。

3. 私は、個人的にはセッションへの参加と同程度に、現地での様々な交流も重要であると考えているが、5,000人を超える参加者がいる中でどのように立ち回るべきか分からないという方もいるのではないかとも思うので、私なりの攻略法をお伝えした

いと思う。

まず、毎回私が重視しているのは、“日本人グループで固まらない”ということである。海外の会議で単独行動するのは心細いが、1人で行動していると、特に国際会議の序盤は、同じく様子見をしている他の参加者から声をかけられる（あるいは自然と目が合い会話に発展する）ことが多くある。このように、半ば強制的に国際会議の荒波の中に身を置くことでその雰囲気存分に味わうというのが、個人的に考える攻略のカギの1つである。

次の攻略のカギは“Committee”である。上記でお伝えした各セッションには、それぞれに必ずその運営等を取り仕切っている委員会のようなものがあり、それが“Committee”である。すなわち、同じCommitteeが主催するセッションに何度も参加し、そこで交友を広げていると、徐々に顔見知りができ友人も増えていくのである。私の場合、初日に“Young Lawyer's Committee”のセッションに連続で参加し、そこで友人を増やしていった。友人が増えると、色々な情報も回ってくるようになり（セッションとは別に有志で開催される市内ツアーやカクテルパーティー等の情報）、そして、得た情報を積極的に他の仲良くなった参加者たちにも伝えていき輪を広げていくことで、交友がより深まるのである。

私も、上記2点を念頭に置きながら行動を続けた結果、多くの友人と知り合い親交を深めることができた（先日も早速、IBAきっかけの友人が事務所に訪問してきて再会を果たすというイベントが発生した）。そのおかげもあり、最終日のClosing Partyまで息切れすることなく楽しむことができた。

国際会議への参加経験がまだあまりないという皆さまとしても、以上の報告を一読して、国際会議に対するハードルが少しでも下がり、ご興味を持っていたら嬉しく思う。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第41回 司法をめぐる諸問題～裁判所をめぐる問題～

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 殷 勇基 (48期)

1 1967(昭和42)年後半から、一部ジャーナリズム等が、裁判官の思想を問題視し権力的統制を求める方向での「偏向裁判」批判のキャンペーンを行うようになりました。

1969(昭和44)年3月25日には、西郷法務大臣が東京地裁の無罪判決(東京都公安条例違反事件)について「あそこ[裁判所の意]だけは手が出せないが、もはやなんらかの歯止めが必要になった。裁判官が条例を無視する世の中だからね。国会では面倒をみているんだから[予算の意]、たまにはお返しがあってもいいんじゃないか」と述べたり、修習生の裁判官任官拒否、罷免、裁判官の再任拒否、なども起こりました。

2 同年8月、「平賀書簡」事件が発生しました。平賀・札幌地裁所長が、長沼ナイキ訴訟(保安林解除処分取消事件)を担当している福島裁判長に対して、「裁判所としては政府の判断を尊重すべきものである」という書簡を送ったのです(しかし、同月22日、福島裁判長は保安林解除処分の執行停止決定を告知)。同年10月23日、当会は、裁判官訴追委員会に対し、平賀裁判官の罷免の訴追請求を行いました。これは、弁護士会が、平賀裁判官の行動は裁判の独立を侵害するものであることを理由として裁判官の訴追を請求するという歴史的イベントだったといえます。

他方、石田・最高裁長官は、同年9月、「平賀所長は裁判干渉をする意図をもっておらず、親切心からやったまでのこと」との所信を公表し、さらに、1970(昭和45)年7月、右翼的勢力が、福島裁判官を含む213名の裁判官について裁判官訴追委員

会に訴追請求をしました。同年10月19日、同委員会は、平賀裁判官については、「職務熱心のあまりだった」などとして「不訴追」とし、福島裁判官については、平賀裁判官からの私信を公開したなどとして「訴追猶予」としたのです。

それに対して、当会は、同月21日、同委員会の決定は事実をゆがめ、裁判の本質を無視した極めて不当なものであるとする批判声明を出しました。

3 このころ、裁判所は、司法修習の過程において、憲法理念である平和、民主、人権の尊重を基本に据えた法曹養成教育ではなく、迅速な事件処理を中心に据えた技術教育と判例従属の官僚教育をする傾向を強めていましたが、1972(昭和47)年になると、新任判事補研鑽制度(任官1年未満の判事補を東京地裁に集め、左陪席を務めさせて実務研鑽をする)を発足させ、さらに同制度に法的な根拠を持たせるために、同年9月には「地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則」(昭和47年9月18日最高裁判所規則第8号)を制定しました。未特例判事補を審理に「参与」させることができる、とするものでした。

当会は同年10月、臨時総会を開き、「裁判所を構成しない参与判事補が審理に関与して意見を述べることにより単独判事の裁判の独立を侵し、また、参与判事補も従属的立場に置かれることにより裁判官としての独立を侵される」ことなどを指摘し、参与判事補制度創設に反対しました。その後も、当會会長が先頭になって法廷闘争を展開するところまで発展し、裁判所も次第に参与決定を控えるようになっていったのです。



こんな活動しています ~法律研究部・同好会~

vol.11 eスポーツ法研究部

広がるeスポーツ

会員 小林 凜斗 (73期)

eスポーツ法研究部では「eスポーツと法律」にまつわる様々な問題・事象を観察・検討しております。eスポーツという言葉が市民権を得て久しいですが、eスポーツと法律に関する議論は、「そもそもeスポーツとは何か?」という総論から、ゲームタイトルごとのルール作りの問題や、教育や福祉といった周辺領域への拡大に伴う問題にも広がりを見せています。世界的にはeスポーツワールドカップといった国際規模の大会が催される一方で、国内では地方創生や高齢者・障害者のQOL向上といった目的を掲げ、実に多くの団体・個人がeスポーツを行っています。



実地体験の一部の様子

当研究部では、このような世界的なeスポーツをめぐる動向を観察し、eスポーツ業界に詳しい専門家に話を伺うといった活動のほか、部員自らがイベントに参加してeスポーツの最前線を体験するなどして理解を深めています。そして、ここで得られた知見や体験をもとに見えてきた法的課題について活発な議論を行うなどしております。実際に、多数の部員が2026年発行予定の『法律実務研究』において、「大会におけるルール」や「eスポーツとドーピング」、「外国法との関係」といった題材を用いて執筆作業をしています。

ところで、読者の会員の中でゲームを嗜まれる方はいらっしゃいますでしょうか。現在の部員だけでは上限人数で実際にプレーして検証することができない状況です。格闘ゲームやシューティングゲーム等様々なゲームタイトルに精通した部員もおりますので、もし少しでもご興味があればお気軽にご連絡ください。もちろん、このような実地体験は法律研究部としての活動の一部であり、eスポーツ未経験でもeスポーツ自体及びその法律論に興味のある方も大歓迎です。

*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332



こちらから読んでね

春の訪れ



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

46期(1992/平成4年)

不思議な一体感



会員 藤井 圭子 (46期)

1 私は、司法修習第46期で、前期・後期とも湯島で学んだ最後の修習生である。

司法修習修了後、東京に居ながらも湯島方面に行く機会はほとんどない。湯島・御徒町界隈が現在どのようになっているのかはわからないが、修習生時代は、研修所から御徒町の駅に向かう道の両側に飲食店が立ち並んでいた。授業が終わる頃は、ちょうど飲食店の夜の営業が始まる時間帯で、お酒の好きな友人たちは吸い込まれるようにお店に入っていった。私はといえば、お酒こそ飲めないが、道の両側にこれまた沢山あったゲームセンターのクレーンゲームにはまっていて、かなり腕を上げていた。獲得したぬいぐるみを満足気に抱えて家に帰ったものである。

2 実務修習地は、東京で、4班構成。各班の人数も20～30人程度の大所帯だった。東京修習は、既婚率が高く、また、年齢の幅も大きかった。

私の班は、検察修習→刑事裁判修習→弁護修習→民事裁判修習の順番で、検察修習で初めて取り調べをした時の緊張感は忘れられない。

刑裁修習では、外国人の事件の多い部に配属され、裁判にのぞむ被告人の態度にもお国柄(?)があるのだなど不謹慎な感想をもったりもした。

弁護修習は、多様な事案を扱う事務所での修習で、医療過誤事件の証拠保全手続なども経験させていただいた。電子カルテなどなかった時代で、カルテを撮影する専門の写真屋さんを同伴していたのが懐かしい。

民裁修習中、宗教団体から高額な品を購入させられた原告が提起した損害賠償請求事件が係属していた。あれから30年以上経った現在に至るまで、同じ

ような問題が解決されずにいた事実には愕然とする思いである。

3 まだまだ、のんびりしていた時代で、修習中には色々な企画があり、造り酒屋の訪問、古典芸能の鑑賞、クラス対抗のソフトボール大会やドッチボール大会もあった。研修所内にあった旧岩崎邸は、今では旧岩崎邸庭園として観光スポットになっているが、当時は、荒れ放題の建物だった。ただ、ドッチボール大会では、旧岩崎邸に敬意を払ってか、旧岩崎邸護衛係なるものが各クラスから選出され、試合中、建物の前に配置されていた記憶がある。旧岩崎邸と違って護衛のいない私は、相手チームの男性から思っきり背中にボールをぶつけられ、早々に戦線離脱した。

4 司法修習を終えてから30年以上が経過した。東京修習の同じ班の仲間とは、参加者が固定する傾向は否めないが、毎年6月と11月に必ず集まっている。だが、大半の同期とは、疎遠になってしまっているのが現実である。にもかかわらず、修習修了後10年、20年、25年、30年の節目に開催される集まりに参加すると、懐かしいという言葉では言い尽くせない不思議な一体感を感じるのは私だけだろうか。

小・中・高・大学とそれぞれに同窓生がいるが、研修所の同期というのは、どこか特別な気がする。年齢や経歴もまちまちで、社会人でありながら学生でもあるという特殊な環境のもとで、時間を共有したからなのか。

理由はともあれ、これから何年たってもこの不思議な一体感は、少なくとも私の中では変わることがないだろうと思っている。

初めての尋問を振り返って

会員 安田 愛鈴

1 初めに

昨年の4月に弁護士となることができ、まもなく無事に1年を迎えることができます。振り返るとあっという間の感覚で、いまだに実感が湧きません。その間、日々新しい経験の連続でしたが、その中でも特に強く印象に残っているのが、初めて担当した尋問です。アニメーション制作をめぐる紛争事件で、当初は制作工程や専門用語に馴染みがなく、資料を何度も読み込みながら、少しずつ理解を深めていきました。

そして、この事件は、私にとって「弁護士として初めて法廷に立つ」という忘れがたい機会にもなりました。法廷内で発言をすること自体が初めてであり、それがいきなり尋問であったため、前日の夜からあまり眠ることができず、当日も自分の発言する番が来るまでは、自分の心臓の音がはっきり聞こえるほど緊張していました。ロースクールや司法修習で行った模擬裁判では、尋問の途中で頭が真っ白になってしまうことも多く、その記憶もあって、今回も同じようになってしまうのではないかと不安な気持ちが拭えませんでした。

2 初めての尋問を振り返って

しかしながら、いざ尋問が始まると、ふと視界が開けるような感覚で、先ほどまでの緊張は次第におさまり、目の前のやり取りに集中することができました。事前の想定とは少し異なる展開となる場面もありましたが、準備してきた流れを頭の中で結びつけ、証人の答えに応じて次に何を聞くべきか考えを整理しつつ、何とか最後までやり切ることができました。もちろん決して完璧な出来であったとは言えず、多くの点で

フォローをいただきましたが、尋問を通じて、依頼者のために法廷に立っているという責任の重さを改めて実感する機会となりました。

振り返れば、ロースクールや司法修習で行った模擬裁判では、「うまくやること」がどこか目標になっていたように思います。しかし、実務の尋問では、依頼者の権利や事業に直結する局面を任されているという現実があり、その重さが当日の集中力につながったのだと感じています。

尋問後には、反省点も多く見つかりました。それでも、自分の理解を積み上げ、誠実に準備を重ねたうえで臨んだ経験は、今後の実務家としての成長のための土台になるものだと実感しております。未知の分野であっても、丁寧に向き合い、学び続ける姿勢こそが、弁護士として最も大切なのだと感じた出来事でした。

3 今後に向けて

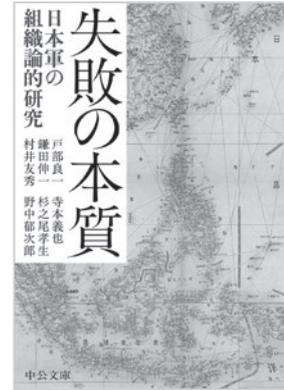
実務に携わるなかで、自分の成長を実感できる瞬間もありますが、自分にとって新しい課題に直面することも多く、日々学びながら業務を進めております。周囲の方々からいただく示唆に助けられる場面も多々あり、日々の業務の中で、学ぶべき点の多さを痛感しております。まだ1人では力の及ばないところばかりではありますが、いただいた学びを丁寧に積み重ね、いつか支えてくださっている方々の期待に応えられるよう、これからも真摯に、そして謙虚な姿勢を忘れることなく、取り組んでまいりたいと考えております。早く一人前と呼べるような実務家になれるよう、経験させていただいたことを一つ一つ着実に自分の成長へと繋げ、日々研鑽を重ねていく所存です。

『失敗の本質 日本軍の組織論的研究』

戸部良一／寺本義也／鎌田伸一／杉之尾孝生／村井友秀／野中郁次郎 著
中公文庫 990 円 (税込)

今なお色褪せない「失敗する組織の本質」

会員 齋藤 魁 (70 期)



——愚者だけが、自分の経験から学ぶと信じている。私はむしろ、最初から自分の誤りを避けるため、他人の経験から学ぶのを好む。

初代ドイツ帝国の宰相・ビスマルクが述べたとされる言葉である。日本では、「愚者は経験に学ぶが、賢者は歴史に学ぶ」と意識されて広まっているようだ。

日本という「国家」、「組織」は、経験から、歴史から、学んでいるだろうか。また、「失敗から学ぶ組織」というものはどのようなものだろうか。

そのような問いを投げかけるのが、本書である。平たく言えば、「日本軍は、『組織として』失敗から学ぶことがなかった」という事実を指摘するものであり、転じて、「今日の我々の組織は、失敗から学ぶことをしているか」という問いを投げかけるものだ。「我々の組織」は、「我々」という個人に変換してもよいだろう。

本書は「ノモンハン作戦」、「ミッドウェー作戦」、「ガダルカナル作戦」、「インパール作戦」、「レイテ作戦」、「沖縄戦」という6つの日本軍の作戦を通じ、時にソ連軍・米軍との対比を踏まえながら、日本軍の「失敗」を検証していく。我々は、その悲惨さも含めて、これらの戦闘の敗北の歴史を知っている。しかし、なぜ日本軍はいずれも作戦を失敗したのか。この「失敗を繰り返している」という点にスポットを当て、失敗の連続に「組織的な要因」を導き出すのが本書の目的である。戦史研究の入門書としても、読み応えのある内容となっていると思う。

本書が目指すのは、「失敗から学ぶことのできる組織」＝「自己革新組織」である（本書348頁「一つの組織が、環境に継続的に適応していくためには、組織は環

境の変化に合わせて自らの戦略や組織を主体的に変革することができなければならない。自己革新組織となるためには、過去の失敗という現実を直視し、フィードバックできる仕組みが機能していなければならない。言い換えれば、「過去の失敗をフィードバックする仕組み」を必要とする目的は、組織を「自己革新組織」化し、環境の変化に対応できる存在にするためだ、ということになる。

本書の結論をまとめると、「逆説的ではあるが、『日本軍は環境に適応しすぎて失敗した』』というもの（本書349頁）。つまり、一時は明治維新という環境の変動に適応し、「日清・日露戦争の勝利」という「成功体験」を経たが、その「成功体験」に固執しすぎた結果、さらなる環境の変動に適応できなかった、適応するために変革する仕組みをもたなかった。これが「失敗の本質」である。さながら「司馬史観」的でもあるのは、おもしろいところだ。

さて、現代における日本は、「高度経済成長」という成功体験を経たが、90年代以降に起きていとされるパラダイムシフトに、「適応」できているだろうか。適応できていないとしたとき、その原因は、個々人の努力の問題に限らず、日本という社会に影を落とす、組織の在り方にあるかもしれない（一般企業、地方公共団体、国）。それゆえに本書は、戦後40年ほどが経った1984年に刊行されたものであるが、今なお色褪せないものがある。

* 文中、「本書」の頁は、2024年発刊の文庫版のものを参照しています。



消費者委員会誕生

会員 中村 雅人 (27期)

2025年7月9日弁護士会館地下の居酒屋に高齢弁護士4人が集まった。「久しぶりに会いたいね」。半世紀前に消費者問題に取り組んで、弁護士会に消費者委員会を立ち上げた者達だ。みんな昔のことは覚えている。思い出話として流してしまうには惜しい。若き弁護士にも知っておいてもらいたい。NHKのプロジェクトXに取り上げてもらってもよかったが、とりあえずLIBRAに残しておきましょう。

1975年当時、当会公害対策特別委員会の部会の一つでしかなかった食品薬品部会が消費者問題のシンポジウムをやった。1980年には四谷公会堂で消費者団体と共同で「食品の安全と人類の未来」のシンポジウムを開催。そこでの打ち上げで、無添加・無農薬食品持ち寄りで忘年会をやることを約束。会場は東京弁護士会館（旧会館）。いろんな消費者団体が手作りの自慢の品を持ち込み、食の安全に関する取組みが披露された。のちに東弁人権賞を受賞した団体もいる。この忘年会は以後毎年30年も続いた。その間に公害委員会は公害対策消費者問題特別委員会となり、さらに消費者問題特別委員会として独立し、今や多数の部会を抱える巨大委員会へと成長していった。そこからさらに公益通報者保護特別委員会が独立していった。時代の変化に対応し、消費者とともに現場に根差した弁護士会の活動の原点を見ることができる。

日弁連に消費者委員会を作るためにリードしたのも当会であった。神戸で消費者問題に関する国際シンポジウムをやり、日弁連の消費者問題対策委員会創設の礎とした。日弁連の委員会は、行政、立法、司法の三権がいずれも消費者目線でできていないことを変えようと、海外の調査にかけ壮大な報告書を



(左から) 木村晋介会員、筆者、神山美智子会員、春日寛会員

まとめ、1989年の人権擁護大会（松江）で公表し、採択された。これを一気に盛り上げるため、著名なアメリカの消費者運動家ラルフ・ネーダー弁護士を呼ぼうと考えた。しかし、弁護士会の講師謝礼規定では最高が20万円。春日会員が奔走して他団体にも協力してもらい、何とか費用を捻出し、実現した。この時の海外調査報告書、宣言・決議に書かれていることはその後、製造物責任法（1994年6月22日制定、1995年7月1日施行）、独立した消費者関連諸法として成立し、消費者庁の創設へと結実していった。

豊田商事事件（1980年代前半）、茨城カントリークラブ事件（1991年）など未曾有の大規模消費者被害事件の解決には、被害者・債権者としてのみならず、管財人側でも消費者委員会の面々が活躍した。

弁護士会の消費者委員会はこの半世紀で大きく成長・発展した。しかし、消費者問題は無くなることがない。先達は今も目を離してはいない。

* プロジェクトXの中島みゆきの歌を流し、田口トモロヲの口調で読んでいただけると嬉しい。